

# 無過失責任における免責規定の 適用要件に関する一考察

——災害時の環境汚染を素材としたアメリカ法からの示唆——

小 林 寛

- 一 はじめに
- 二 災害時の環境汚染に対する私法上の責任制度
  - 1 無過失責任主義の根拠
  - 2 無過失責任の制定経緯
  - 3 災害時の環境汚染に適用される無過失責任の具体例
- 三 私法上の責任の免責規定
  - 1 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、鉱業法および水洗炭業法
  - 2 海洋汚染防止法および油濁賠償法
  - 3 原賠法
  - 4 各国内法の比較考察
  - 5 不可抗力の検討
- 四 アメリカ環境法との比較考察
  - 1 水質浄化法
  - 2 油濁法
  - 3 包括的環境対応補償責任法
  - 4 原子力法
  - 5 比較考察
- 五 近時の災害事故への免責規定の適否
- 六 むすびに代えて

## 一 はじめに

近時、海洋上の施設や陸上施設において爆発が起り、油や放射性物質が海洋や土壤等に飛散・漏出するという環境災害事故が発生した。すなわち、アメリカ合衆国のメキシコ湾原油流出事故（2010年4月）および我が国の東日本大震災による福島第一原発事故（2011年3月）である。我が国においてはかかる原発事故に伴って、人間の生存の基盤となる土壤環境や海洋環境等が放射性物質によって汚染され、広範囲にわたる多数の農業者や漁業者等に対して甚大な損害が発生した。かかる被害者を救済するための責任制度の基礎には無過失責任主義があるが、同主義に基づく責任追及には限界があり、免責規定が適用される場合には責任当事者の責任は免ぜられる。いかなる場合に免責規定が適用されるのかということは被害者保護の限界を画する重要な論点であるが、学界におけるこれまでの研究の蓄積は少ないと思われる。<sup>(1)</sup>

筆者は、前記事故のような災害時に発生する環境汚染に対する法的対応の在り方について、汚染された環境の浄化措置と被害者に対する損害賠償とに分けて研究を行ったことがある<sup>(2)</sup>（これまでの研究によって既に明らかになった事柄を簡潔にまとめると、以下の表のとおりとなる）。

事故名	起因施設	汚染原因物質	浄化措置責任	損害賠償責任	損害賠償責任の免責事由
メキシコ湾原油流出事故	洋上施設	油	水質浄化法（米国）	油濁法（米国）	あり
福島第一原発事故	陸上施設	放射性物質	原子炉等規制法等	原子力損害賠償法	あり
船舶座礁事故	船舶	油	海洋汚染防止法	船舶油濁損害賠償保障法	あり

思うに、環境災害事故が将来的に再度発生する可能性は否定できないところ、災害に伴って環境汚染が発生した場合においては免責規定の適否が問題となる。そして、免責規定が適用される場合には責任当事者は被害者に発生

した損害に対して賠償責任を負わないことになるため、いかなる場合に免責事由に該当するかを理論的に検討することは必要な作業と考えられる。そこで、本稿は、災害時の環境汚染に対する責任制度のうち、私法上の責任としての損害賠償責任における免責規定の適用要件について考察を行うことを試みるものである<sup>(3)</sup>。

近時の災害事例を踏まえて、本稿における災害の意味を整理すると、自然災害を契機とする場合、自然災害を契機としない場合に分けることができよう（災害対策基本法2条1号参照）。前者に位置づけられるのが東日本大震災に伴う福島第一原発事故であり、後者に位置づけられるのがアメリカ合衆国で発生したメキシコ湾原油流出事故である。前者の福島第一原発事故においては、地震後の巨大な津波（当時の報道によると、福島第一原発を襲った津波は遡上高14から15メートル（想定5.7メートル）とされている<sup>(4)</sup>）に起因して原発事故が発生した。すなわち、福島第一原発の複数の原子炉建屋において爆発・損傷が発生し、原発の外部の環境へ広範囲に放射性物質が放出されたのである。

後者のメキシコ湾原油流出事故においては、2010年4月20日、メキシコ湾の沖合で操業していた英石油大手BP社の石油掘削施設で爆発が発生し、これにより水深約1500メートルの海底油田から原油が流出するという事故が発生した<sup>(6)</sup>。ディープウォーター・ホライゾンという名称の当該石油掘削施設はニューオーリンズの約130マイル南東に位置していたが同日爆発炎上し、当該施設における126人の従業員のうち11人が亡くなり、同施設は約5000フィートの海面下に沈没したとされる<sup>(7)</sup>。同事故における原油流出量は、1989年エクソン・バルディーズ号事件における原油流出量を大きく上回り、「米国で史上最悪の事故になった<sup>(8)</sup>」とされている。

前記した2つの事例を前提として本稿における災害の意味を定義するに、地震・津波などの自然災害を契機として、または自然災害を契機とせずに、火事、爆発その他の緊急事故の発生により油や放射性物質等の有害物質が環

境中に放出され、大気、水、土壌、海洋等の各環境媒体に対する汚染が発生し、当該環境汚染を経由して、人の生命、身体または財産に損害が発生する事態をいう、と解する。このような災害の発生時においては責任当事者の損害賠償責任の免責の可否が問題となり得ることから、以下では、災害時の環境汚染に対する私法上の責任制度を考察する。

本稿は、前記のように定義した災害時の環境汚染に対して適用され得る私法上の責任制度を概観したのち(二)、かかる責任制度の下での免責規定について考察する(三)。そのうえで、メキシコ湾原油流出事故に適用された油濁法を含むアメリカ環境法の下での免責事由を検討し、我が国国内法との比較考察を行う(四)。前記した近時の災害事故への免責規定の適否について若干の言及を行った後に(五)、最後に、本稿の結びに代えて、アメリカ法からの示唆を受けて、我が国における免責規定の適用要件に関する解釈は厳格かつ限定的に行われるべきことを指摘する(六)。

## 二 災害時の環境汚染に対する私法上の責任制度

先ずここでは、災害時の環境汚染に対する責任制度の根底にある無過失責任主義の根拠および制定経緯を概略したうえで、無過失責任主義が採用されている具体的な法制度について論じることとする。

### 1 無過失責任主義の根拠

不法行為に対する損害賠償責任の一般的な根拠規定は無過失責任主義を定めた民法709条であるところ、環境汚染に限らず、被害者救済のための無過失責任または過失の立証責任を転換した中間責任を採用した規定は随所にみられる<sup>(9)</sup>。例えば、責任無能力者の監督者責任(民法714条)(中間責任)、使用者責任(民法715条)(中間責任)、土地工作物責任(民法717条1項)(占有者に対して中間責任、所有者に対して無過失責任)、動物占有者の責任(民法718条)(中間責任)、独占禁止法の下での損害賠償責任(同法25条)(無過

失責任)、自動車損害賠償保障法の下での運行供用者責任(同法3条)(中間責任)<sup>(10)</sup>などが挙げられる。

かような無過失責任の根拠には、危険責任や報償責任の考え方がある。<sup>(11)</sup>すなわち、事業活動に一定の危険性が内包されている場合には、その危険の現実化により発生した損害に対しては、当該事業活動を行っている事業者が責任を負うべきであり(危険責任)<sup>(12)</sup>、事業活動から利益を得ている者は、同時に事業活動により発生した損害に対しても責任を負うべきである(報償責任)、というものである。後記する災害時の環境汚染に適用される無過失責任規定の根拠は、この2つの考え方に見出すことができるが、報償責任というよりもむしろ危険責任の考え方に重きがあると言えよう。<sup>(13)</sup>

また、無過失責任主義の機能については、「高度の技術を生みだし、逆に事故発生の機会を少なくする機能」、「当事者の注意によって損害の発生を防止させるという警告的または予防的機能」および「保険化」の機能が指摘されている。<sup>(14)</sup>

さらに、無過失責任の観念については、実質上の無過失責任(「実質的にみて、いかなる意味においても加害者に過失が存在しないのに、不法行為責任が認められる」純粹無過失責任)と形式上の無過失責任(「過失の立証を不要とするという意味における無過失責任」)<sup>(15)</sup>に分類され、ほとんどの場合が後者の形式上(立証上)の無過失責任に該当するとされている。後記する無過失責任規定は加害者の過失の立証の要否が問題とされていないことから純粹無過失責任のようにも思える。しかしながら、これらの規定には免責規定が存在し、事業者が免責事由に該当する事実を立証することによって責任を免れることができる。このことからすると、これらの無過失責任規定は純粹無過失責任というよりもむしろ形式上の無過失責任に位置付けられるもの<sup>(16)</sup>と考えることができよう。すなわち、被害者は、事業者の過失を立証する必要はなく、事業者が免責事由に該当する事実を立証する責任を負うという形式上(立証上)の無過失責任<sup>(17)</sup>と考えられるのである。

## 2 無過失責任の制定経緯

前記のような根拠を有する無過失責任が立法上導入されるに至った経緯は概ね以下のようにまとめることができる<sup>(18)</sup>。

すなわち、先ず1895(明治28)年10月に始まった不法行為に関する法典調査会の審議の過程においては無過失責任に関する議論や同立法を制定する動きは見られず、学説上は明治の末から大正の初期にかけて無過失責任の考えが学界において定着するに至ったとされている<sup>(19)</sup>。すなわち、無過失責任の制定経緯は、過失の本質を、予見可能性を前提とする予見義務違反と捉えるのか(予見可能性説)、結果回避可能性を前提とする結果回避義務違反と捉えるのか(回避可能性説)という考え方の対立に関連している。かかる考え方の対立の一端となった事件として重要なのが、大阪アルカリ事件大審院判決(大判大正5年12月22日民録22輯2474頁)である<sup>(21)</sup>。同判決は、事業の性質に従い相当なる設備を施していれば、故意または過失が認められず、被告企業の不法行為に基づく損害賠償責任は否定される旨を判示した<sup>(22)</sup>。同判決は、回避可能性説に依拠したと解されている<sup>(23)</sup>。同判決に対しては、学説の多くは批判的であった。

高度経済成長期における産業の発展に伴って、公害問題が深刻化し、これに対する法的対応として、裁判例においても、四大公害事件における下級審判決は被害者勝訴の判決を下し(新潟地判昭和46年9月29日判時642号96頁、名古屋高金沢支判昭和47年8月9日判時674号25頁、熊本地判昭和48年3月20日判時696号15頁、津地四日市支判昭和47年7月24日判時672号30頁)、被告企業に対して工場の操業中止を含む防止措置義務を認めたものもあった(熊本地判昭和48年3月20日判時696号15頁)。

ただ、不法行為法の一般原則の下では、被害者が被告企業の過失を立証しなければならず、これには困難を伴った。公害に係る被害者救済のためには、その立証責任の負担を軽減し、被害者による過失の立証を不要とする必

要があったのである。無過失責任に係る立法的対応としては、1939（昭和14）年の旧鉱業法の改正により、我が国において初めて無過失責任法が制定された。かかる無過失責任法は、1958（昭和33）年の水洗炭業に関する法律および1961（昭和36）年の原子力損害の賠償に関する法律においても導入された。公害に係る無過失責任を採用すべきであるとの主張は、公害対策基本法の制定に際しての公害審議会の中間報告（1966（昭和41）年8月）においてなされた<sup>(24)</sup>とされている。同年10月の最終答申の後、公害対策推進連絡会議が行われたものの、そこでは、無過失責任に関する規定を盛り込むというまでには至らなかった<sup>(25)</sup>。また、14もの法律が制定・改正された1970（昭和45）年の公害国会において、野党三党が無過失損害賠償責任に関する法律案を提出したものの、審議未了のまま廃案となり、共産党案も否決された<sup>(26)</sup>。もっとも、1971（昭和46）年7月、環境庁が設置され、同庁において引き続き、無過失責任法案の検討が行われた。環境庁は、1972（昭和47）年3月、公害に係る無過失責任制度に関する法案要綱を発表した<sup>(27)</sup>。これは、規制対象物質による大気汚染および水質汚濁による健康被害に限定して無過失責任を導入することとしたものである<sup>(28)</sup>。法案要綱では因果関係の推定規定が設けられていたが、産業界からの反対意見もあり、同推定規定は同月22日国会に提出された法案からは削除された<sup>(29)</sup>。同推定規定などについて意見の対立点は多数みられたが、国会における審議を経て、同年6月に公害に係る無過失責任法が成立し、同年10月から施行されたのである。このようにして、先の危険責任の考え方に基づき、1970（昭和45）年の公害国会後の1972（昭和47）年の改正により、大気汚染防止法および水質汚濁防止法において無過失責任が導入され、その後1975（昭和50）年の油濁損害賠償保障法においてもかかる無過失責任が導入されたのである。

### 3 災害時の環境汚染に適用される無過失責任の具体例

それでは、災害時に発生した環境汚染に対する私法上の責任としての損害

賠償責任を定めた制度にはどのようなものが存在するであろうか。不法行為に対する損害賠償責任の根拠は民法709条の過失責任主義にあるが、環境汚染については、前記の通り無過失責任法が適用される。すなわち、各環境媒体に分けて考えるならば、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染および海洋汚染に分けることができる。これらに共通するのは危険責任の原理に基づく無過失責任である。以下、順に検討する。

### (1) 大気汚染

大気汚染に係る損害賠償責任を定めているのは大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)である。同法の目的の1つである被害者の保護(同法1条)を受けて、同法25条は、工場または事業場における事業活動に伴う健康被害物質の大気中への排出(飛散を含む)により、人の生命または身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う旨を規定する。<sup>(30)</sup>これは民法709条と異なり、無過失責任を定めた規定である。<sup>(31)</sup>健康被害物質から除外される物質については政令で定められていないものの、人の生命や身体に対する損害に適用されるものであり、財産損害については適用されない。<sup>(32)</sup>

### (2) 水質汚濁

水質汚濁に係る損害賠償責任を定めているのは水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)である。同法の目的の1つである被害者の保護(同法1条)を受けて、同法19条は、工場または事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水または廃液に含まれた状態での排出または地下への浸透により、人の生命または身体を害したときは、事業者はこれによって生じた損害を賠償する責任を負う旨を規定する。同条も大気汚染防止法25条と同様に、無過失責任を定めた規定である。<sup>(33)</sup>これらの法律は事業者の事業活動に伴い有害物質が排出された場合の規定であるから、本来的には、災害を念頭に置いたものではない。しかしながら、事業活動を遂行している際に工場または事業場において爆発事故が発生した場合や、地震・津波・台風等といった自然



災害が発生した場合でも、事業活動に伴うものとして、これらの規定が適用され得ると考える。なぜなら、事業活動の遂行に災害が随伴することは予測不可能なものではなく、事業活動の遂行中に災害の発生を契機として有害物質が環境中に排出されて損害が発生した場合でも事業活動に伴うものと解釈することは可能と考えられるからである。

### （３）土壌汚染

前記に対して土壌汚染に係る損害賠償責任については土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）が定めているのであろうか。同法は、国民の健康を保護することを目的として、土壌汚染の状況把握に関する措置および健康被害の防止に関する措置を定めたものである。同法は、土壌汚染状況調査、区域（要措置区域および形質変更時要届出区域）の指定等、汚染土壌の搬出等に関する規制に分けて一定の措置を規定したものであり、土地の所有者等に対して公法上の責任を課している（同法3条および7条等参照）。土地の所有者等に生じた要措置区域における汚染の除去等の措置に要した費用の請求に関する規定は存在するものの（同法8条）、これは大気汚染防止法や水質汚濁防止法におけるのと同様の私法上の責任としての損害賠償責任を定めたものではない。従って、同法は災害時の土壌汚染に対する私法上の責任の根拠法になるものではないと考えられる。また、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年12月25日法律第139号）にも損害賠償責任を定めた規定は存在せず、土壌汚染対策法と同様、私法上の責任の根拠法になるものではない。しかし、土壌汚染を経由して人の健康被害が発生する可能性は想定できないわけではないから、損害賠償責任を定めた規定が不要ということにはならないであろう。現行法上、土壌汚染に特有の損害賠償責任規定が存在しない以上、民法709条の定めによることになろうが、土壌汚染についてだけ過失責任主義が適用される根拠を見出すことは困難である。立法論としては、土壌汚染によって発生した健康被害に係る損害賠償責任についても無過失責任を導入することが妥当と考えられる。<sup>(34)</sup>

#### (4) 鉱業法

前記各環境媒体に共通して適用され得るのは鉱業法(昭和25年12月20日法律第289号)109条<sup>(35)</sup>である。すなわち、同条は、①鉱物の掘採のための土地の掘さく、②坑水もしくは廃水の放流、③捨石若しくは鉱さいのたい積または④鉱煙の排出によって他人に損害を与えた場合における当該鉱区の鉱業権者(損害発生時に鉱業権が消滅しているときは、消滅時における当該鉱区の鉱業権者)の損害賠償責任を定める。富山県で発生したイタイイタイ病事件(富山地判昭和46年6月30日判タ264号103頁)における損害賠償請求の根拠条文ともなった。同条も危険責任の考え方に基づく無過失責任規定であるところ、大気汚染防止法や水質汚濁防止法と大きく異なるのは、健康被害に限定していない点である。同条も、本来的に災害を念頭に置いたものではないが、鉱業活動を遂行している際に火災事故などの災害が発生して、これにより損害が発生した場合には、同条が適用され得ると考えられる。

#### (5) 水洗炭業法

災害時の環境汚染に対する適用は考えにくい、水洗炭業に関する法律(昭和33年5月2日法律第134号)16条も無過失責任を規定する。水洗炭業とは、鉱業法の適用を受ける事業以外の事業であって石炭の掘採により生じた廃石(以下「ぼた」という。)を水洗することにより石炭を採取する事業及び石炭を水洗する事業をいう(2条)。ぼたの採取、廃水の放流または土砂の流出、排出される土砂のたい積に係る作業により他人に損害を与えたときは、水洗炭業者が、損害賠償責任を負う旨が規定されている。健康被害に限定されていないことは鉱業法と同様であるところ、管見の限り、水洗炭業法16条<sup>(36)</sup>に関する裁判例は見られない。

#### (6) 海洋汚染

それでは、海洋汚染に係る損害賠償責任についてはどうであろうか。海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年2月25日法律第136号)(以下「海洋汚染防止法」という)は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋

に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること等を規制することにより、海洋環境の保全等ならびに人の生命および身体ならびに財産の保護に資することを目的とする、海洋汚染の防止に関する包括的な法律である。しかしながら、同法は、防除措置等に係る公法上の責任を定めるものであり（もっとも防除措置等の履行に伴う費用負担に関する規定は存在する（同法41条等参照）、大気汚染防止法や水質汚濁防止法とは異なり、無過失責任主義に基づく損害賠償責任を定めた規定は存在しない。海洋汚染に係る損害の賠償責任を定めた法律としては、船舶起因の油による海洋汚染（以下「油濁」という）に関する船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年12月27日法律第95号）（以下「油濁賠償法」という）が存在する。被害者の保護（1条）を目的の1つとする同法は、船舶油濁損害をタンカー油濁損害と一般船舶油濁損害に分けたうえ（同法2条5号の4）、前者についてはタンカー所有者が（同法3条1項および2条5号）、後者については一般船舶所有者等が（同法39条の2第1項および2条5号の2）、無過失責任主義に基づく損害賠償責任を負うことを規定したものである。同法は、船舶の沈没事故などに伴い発生する油濁損害に適用されるものであるから、災害時における適用を想定している（災害対策基本法施行令1条参照）。

#### （7）原子力損害

前記のような各環境媒体の汚染にかかわらず、原子力損害についての事業者の損害賠償責任を定めたものとして、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号）（以下「原賠法」という）が挙げられる。同法も前記各法律と同様に、被害者の保護（同法1条）を目的の1つとして、危険責任の考え方に基づき事業者に対して無過失責任を課する制度である（同法3条）。東日本大震災に伴う福島第一原発事故においては、原賠法に基づき、原子力事業者である東京電力株式会社が被害者に対して原子力損害の賠償責任を履行している<sup>(38)</sup>。原子力損害とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用または核燃料物質等の放射線の作用もしくは毒性的作用（これらを摂取

し、または吸入することにより人体に中毒およびその続発症を及ぼすもの(いう)により生じた損害をいう(同法2条2項)。原子力損害賠償責任は原子力事業者集中している(同法4条1項)。責任制限に関する規定はなく無限責任である(同法4条3項)。また、商法798条1項の1年の短期消滅時効の規定の適用はない(原賠法4条3項)。同法は、原子力発電所の爆発事故などの災害時の環境汚染により発生する原子力損害に対して適用される法律であるところ、後記のとおり2つの免責事由が存在する。

### 三 私法上の責任の免責規定

私法上の責任の免責規定は、本稿において前記のとおり定義した災害の場合にその適否が問題となる。そこで以下、順に検討する。

#### 1 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、鉱業法および水洗炭業法

前記した大気汚染防止法、水質汚濁防止法、鉱業法および水洗炭業法は無過失責任主義の例外としての免責規定<sup>(39)</sup>を定めず、不可抗力が競合した場合にこれを斟酌するという規定を置いた。すなわち、大気汚染防止法25条の3および水質汚濁防止法20条の2は、「損害の発生に関して、天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしんしゃくすることができる」と規定する。これらの条文は公害対策に関連して1972年に導入されたものであるところ、その立法経緯を検討すると、当初の国会審議の際には原賠法3条1項但書と同様に異常に巨大な天災地変または社会的動乱による場合に免責とする旨の説明がなされていた<sup>(40)</sup>。しかし、その後の審議の過程の中で、現在のように、不可抗力の競合を裁判所が賠償責任及び額を定めるにあたり斟酌できるという規定の仕方に変更<sup>(41)</sup>された。

また、鉱業法113条は、「損害の発生に関して被害者の責に帰すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるのについて、こ

れをしんじやくすることができる。天災その他の不可抗力が競合したときも、同様とする」と規定する。水洗炭業法19条も同様に規定する。<sup>(42)</sup>

管見の限り、前記条項が適用されて損害賠償責任が減免された判例は見当たらず、同条項の下での「天災その他の不可抗力」に関する裁判所の解釈は明らかではない。他方、逐条解説においては、「天災その他の不可抗力」の意味内容について以下の記述があるので引用する。

『天災その他の不可抗力』とは、地震、噴火、雷、暴風雨等の天災地変や戦争、社会的動乱等をいう。第三者の行為によるものであっても、例外的に不可抗力になるものがあり得る。例えば、事業者が十分な管理の下に生産活動を行っているとき、突然全く関係のない第三者から爆弾を投げられ、これによって排出行為が起り、水質汚濁による損害が生じたような場合である。

なお、『不可抗力』の解釈をめぐる、種々の考え方があるが、代表的なものに、①義務者において最大至高の注意を持ってしても免れ得ないような事故を不可抗力とする説（主観説）、②事故の発生の態様及び重大性において、通常的生活過程上予見し得ないことの明瞭なものを不可抗力とする説（客観説）、③防止に必要と認められる一切の方法を尽くしても避けることができないものを意味し、その事故が予見し得るべきものであるか否か、これによる損害の程度が甚大であるかどうかは問わないとする説（折衷説）<sup>(44)</sup>がある。」

また前記に加えて、別の逐条解説において、以下の記述もみられるので引用する。

天災とは「地震、暴風雨、洪水、噴火などである。原子力損害の賠償に関する法律には原子力事業者が責任を負わない不可抗力として異常に巨大な天災地変があげられている。…（中略）…たとえば関東大震災は巨

大ではあっても異常に巨大なものとはいえないというのである。本条の天災はこれほど大きなものでなくてもよい。しかし、天災といえるためには、ごく小規模の地震や風雨などでは足りないであろう。」

その他の不可抗力とは「戦争、社会的動乱などがこれに当たる。第三者の行為でも、例外的に不可抗力といえる場合があろう。たとえば、事業者が十分な管理をしながら事業活動を行っているとき、突然全く関係のない第三者から爆弾を投げられ、これによって有害な物質の排出が<sup>(45)</sup>おこり一般市民に損害を生じさせたような場合は、不可抗力といえよう。」

確かに、天災その他の不可抗力には、地震、噴火、雷、暴風雨等の天災地変、戦争を含む社会的動乱、第三者の作為・不作為が含まれると解することはできる。その意味で、これらの免責規定は前記のとおり定義した災害の際に適用され得るものである。しかし、これを無制限に解すれば、雨や風などあらゆる自然現象が含まれることになり、これが損害賠償額を定めるに当たり斟酌され、被害者に対する賠償額は減額されてしまうこととなる。天災その他の不可抗力は、後記する原賠法における異常に巨大な天災地変とは同一の内容・程度ではないものの、無過失責任の基礎にある危険責任の見地からも、当該損害が事業の危険性の現実化とは言い切れない場合に限定して考えるべきであろう。そこで、気象状況から予見することができ一定の防止措置を講じれば損害の発生を回避できるような自然現象は天災その他の不可抗力に該当しないと限定的に考えるべきではないだろうか。換言すれば、あらゆる現象が含まれるとするのではなく、損害賠償責任および額を定めるにあたり斟酌することが相当と言える程度の、当該事象を予見することができず、かつ防止措置をもってしても損害の発生を回避しえない事象が「天災その他の不可抗力」に該当すると解すべきである。その意味で、筆者は、先に引用した解説のうち基本的に折衷説を妥当と解するも、客観説における「予見し得ないことの明瞭なもの」および折衷説における「防止に必要と認められる

一切の方法を尽くしても避けることができないもの」という両要素が天災その他の不可抗力の判断において考慮されるべきと考える。避けることができないかどうかの判断には、前提として、予見できるかどうかの判断を伴い、両者を完全に別離に捉えることはできないからである。そしてこのことは、後記する油濁賠償法および原賠法の免責事由の該当性判断においても同様と考えられる。また、天災その他の不可抗力により免責まで認められる場合は更に限定的かつ厳格に判断がなされるべきと言えよう。その意味で、減責事由として斟酌される天災その他の不可抗力と免責事由として斟酌されるそれとはその意味内容は異なるべきと考えられる。

## 2 海洋汚染防止法および油濁賠償法

### (1) 海洋汚染防止法および油濁賠償法の免責事由の異同

それでは海洋汚染についてはどうか。海洋汚染防止法は、海上保安庁長官が責任主体に代り、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去等の海洋汚染を防止するため必要な措置を講じた場合に、当該措置に要した費用を船舶所有者または海洋施設等の設置者に負担させることができる旨を規定するところ、これについても以下の免責事由を規定する（同法41条1項）。すなわち、「異常な天災地変」、「社会的動乱」、「専ら第三者が大量の油又は有害液体物質を排出させることを意図して行った作為又は不作為」である（同法41条1項但書および同法施行規則37条）。「異常な天災地変」および「社会的動乱」は、後記する油濁賠償法の「異常な天災地変」および「戦争、内乱又は暴動」とそれぞれ同義と考えられる。

また、油濁賠償法は、責任主体であるタンカー所有者（タンカー油濁損害の場合）および一般船舶所有者等（一般船舶油濁損害の場合）（以下併せて「船舶所有者」という）の免責事由を規定する。すなわち、「戦争、内乱又は暴動により生じたこと」（以下「戦争行為」という）、「異常な天災地変により生じたこと」、「専ら当該タンカー所有者（一般船舶油濁損害の場合は

当該一般船舶所有者等)及びその使用する者以外の者の悪意により生じたこと、「専ら国又は公共団体の航路標識又は交通整理のための信号施設の管理の瑕疵により生じたこと」(括弧内筆者注記)の4つである(同法3条1項1号ないし4号および39条の2第1項1号ないし4号)。

## (2) 油濁賠償法における各免責事由の内容

管見の限り、油濁賠償法に関する判例は、長崎地判平成12年12月6日判タ1101号228頁(外国籍の石油タンカーから流出した油による油濁損害について、油濁賠償法に基づく請求が認められた事例)<sup>(46)</sup>のみであり、免責事由に関する裁判所の解釈は明らかではない。

各免責事由の内容については、谷川久教授が以下の説明を行っているので、引用する。

『戦争』は、本来、武力による国家間の闘争であるが、本条の免責条件としての戦争には、国際法上いわゆる厳格な意味での戦争に至らない武力の行使ないし戦争類似行為を含むと解してよい。『内乱、暴動』は、何れも一国内における行為であるが、一般に内乱は、国内の党派間の兵力による闘争をいい、暴動は、内乱にまで至らない騒擾をいう。<sup>(47)</sup>

①内乱、暴動については、「内乱、暴動は何れも相当規模のものであることが必要で、赤軍派等によるシー・ジャックの場合などは免責事由に当たらない。」②「異常な天災地変は、民事責任条約第三条2(a)の『例外的、不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象』に相当するものであり、颱風や大暴風雨といったものでは足りず、その発生自身が異常であり、かつ、その結果が全く避けえないような天災地変であることを要する。例えば全く予測しえない竜巻の襲来や、突然の海底火山の噴火等がこれに当たる。」③第三者の悪意については、「もっぱら第三者の悪意によって油濁事故が生じた場合であって、他の原因の介入する場合を含まない。この場合の悪意は、油濁損害を生じさせることについての悪意と解すべきであろう。従ってタンカ



一爆破事件の場合でも、犯人の意図が、単に巨大タンカーの爆破にのみあって、結果としての油濁事故の招致にない場合には、船舶所有者は免責されないと解すべきであろう。」④航路標識・信号施設の管理の瑕疵については、「国・地方公共団体等の管理している航路標識・交通整理のための信号施設の管理の瑕疵のみから油濁損害が生じた場合である。民事責任条約第三条2(c)では『燈台その他の航行援助施設の維持』についての過失・不法の行為とされており、これが④の範囲と一致するののかについては若干問題があるように思われる。ただ、このような施設の管理の瑕疵（設置の瑕疵を含まない）だけから事故が生ずることは殆ど考えられないから（通常、必ず航行上のミスが伴うと考えられるから）、この条項により免責される場合は殆どありえない<sup>(48)</sup>と考える。」

前記①の戦争行為の場合には、船舶所有者の責任が発生しないばかりか、1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約4条2項(a)に基づき国際油濁補償基金による補償制度は適用されないため、被害者の保護は図られないことになる。そこで、戦争行為に該当するかどうかは厳格に検討しなければならないであろう。戦争とは、侵略戦争であると自衛戦争であるとを問わないが、「宣戦布告または最後通牒（紛争の平和的解決のための交渉を打ち切り、最終的な要求を提示し、受諾拒否の場合は戦争または武力の使用など自由行動をとる旨述べた外交文書）によって戦意が表明され戦時国際法規の適用を受けるもの<sup>(49)</sup>」をいう。谷川教授が指摘されるように、戦争類似行為も含まれると解することは可能であるが、戦争と同視できる程度の重大な武力行使がなされることを要するというべきである。また、内乱または暴動については、谷川教授が指摘されるように、「赤軍派等によるシー・ジャックの場合などは免責事由に当たらない」というべきであろうし、戦争と同列に挙げられていることからしても、これに類似するような武力闘争が行われることが必要というべきであろう。

前記②の異常な天災地変は、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（以下「民事責任条約」という）の文言を国内法化したものであるところ、その異常性から予見しえず回避できない自然現象をいうものと解される。具体例は谷川教授が指摘されるとおりである。問題なのは、後述する原賠法に規定されている「巨大」性まで要するかということである。原賠法が「異常に巨大な天災地変」と規定しているのは、我が国は未批准であるものの、1960年原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約（以下「パリ条約」という）および1963年原子力損害の民事責任に関するウィーン条約（以下「ウィーン条約」という）における「a grave natural disaster of an exceptional character」の「grave」の文言を参照してのことであると考えられる。これに対して、我が国が批准する民事責任条約は「a natural phenomenon of an exceptional, inevitable and irresistible character」と規定し「巨大性 (grave)」を要求していない。従って、油濁賠償法における免責事由としての天災地変には巨大性までは要求されていないと解するのが素直である。ただ、異常性が要求されていることから、あらゆる自然現象が該当するのではなく、前記のとおり一定の限定が加わることは言うまでもない。

③第三者の悪意および④航路標識・信号施設の管理の瑕疵については、谷川教授の指摘に概ね賛同したい。油濁賠償法は民事責任条約の国内法であることから、同条約3条2項(c)の航行援助施設の維持について (for the maintenance) の過失・不法の行為は、油濁賠償法3条1項4号および同39条の2第1項4号の信号施設の管理の瑕疵と同義と解することができる。もっとも、施設管理の瑕疵のみから油濁損害が発生することは考えにくく、同条項の適用範囲は極めて限られていると考えられる。

### (3) 免責事由と船舶油濁損害との因果関係

各免責事由に該当する事実および因果関係の立証責任は、船舶所有者が負うものとされている。<sup>(50)</sup> すなわち、いずれの場合についても、「船舶所有者

は、油濁損害がその原因によって生じたことを立証しなければ免責されな<sup>(51)</sup>い」と指摘されている。不法行為の成立要件と表裏をなすものであるが、免責事由と船舶油濁損害との間に因果関係が認められることが必要である。因果関係が認められるために、後記する原賠法と同様に排他性が必要かについては検討を要しよう。文言上は、排他性を表す「専ら」の文言は第三者の悪意および航路標識・信号施設の管理の瑕疵のみに明示されているからである。これは、油濁賠償法が民事責任条約の国内法であるところ、同条約3条2項(b)(c)が「専ら」(wholly)との文言を規定しているのに対して、戦争行為や天災地変についてはかかる文言を規定していないからである。思うに、免責が認められると、船舶所有者は損害賠償責任を負わないことになり、油濁被害者の保護は後退する。国際条約に基づく国際油濁補償基金による補償がなされるので問題ないとも考えられるが、戦争行為の場合には国際油濁補償基金も免責される(1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約4条2項(a))。また、天災地変の場合に国際油濁補償基金が免責されるという構造にはなっていないが、補償実務次第では油濁被害者に対する補償が十分なされないことも考えられる。そこで、立法論としては、油濁被害者の保護のために免責事由の適用を厳格に判断すべきという見地から、戦争行為や天災地変についても「専ら」の要件を付加し、因果関係が認められるためには、当該免責事由のみによって(排他性)、船舶油濁損害が発生したと認められることを要件とすることも考えられよう。

なお、油濁賠償法は、被害者の故意又は過失により船舶油濁損害が生じたときは、裁判所は、損害賠償の責任および額を定めるについて、これを参酌することができる旨を規定する(同法4条および39条の2第2項)。これは過失相殺の規定であるところ、<sup>(52)</sup>被害者の故意または過失を損害賠償の額のみならず責任を定めるについても参酌することができるという点で民法の不法行為法における過失相殺(民法722条2項)と全く同一ではない。油濁被害者の故意または過失によって船舶所有者の責任が免ぜられるのは極めて稀な

場合であると考えられる。

### 3 原賠法

#### (1) 異常に巨大な天災地変

これに対して、原賠法は、原子力損害が「異常に巨大な天災地変」または「社会的動乱」によって生じた場合における原子力事業者の免責を規定する(同法3条1項但し書)。本稿において定義した災害に該当する福島第一原発事故においてその適否が問題となった。「異常に巨大な天災地変」の解釈については別稿において論じたのでここでは検討を割愛するが<sup>(53)</sup>、筆者は、我妻榮教授が述べた「ほとんど発生しないだろう」、「超不可抗力」、「人類の予想していないような大きなもの」との見解、竹内昭夫教授による「ここで免責される『天災地変又は社会的動乱』とは、現在の技術をもってしては、経済性を全く無視しない限り、防止措置をとりえないような、極めて限られた『異常かつ巨大な』場合を意味するわけである」との見解に賛同している<sup>(54)</sup>。また、「異常に巨大な天災地変」のみならず「によって生じた」の解釈(排他性)<sup>(56)</sup>の検討も必要であると考えている。

#### (2) 社会的動乱

次に、「社会的動乱」の意味については、以下の指摘がなされている。すなわち、「社会的動乱も、質的、量的に異常に巨大な天災地変に相当する社会的事件であることを要する。戦争、海外からの武力攻撃、内乱等がこれに該当するが、局地的な暴動、蜂起等はこれに含まれないと考えられる。」との指摘である<sup>(57)</sup>。思うに、被害者の保護(同法1条)の観点からは、免責事由に該当するのは、原子力事業者の免責を相当とする極めて限定的な場合に限られるというべきである。「社会的動乱」が「異常に巨大な天災地変」と同列に規定された免責事由であることに鑑みれば、これと同様に、およそ抑止することができない極めて限定的な社会的事件と解される。確かに一般的に言えば、「戦争、海外からの武力攻撃、内乱」は「社会的動乱」に該当する

といえようが、戦争であるから直ちに社会的動乱に該当すると考えるよりも、個別具体的な事情の下で免責を相当とする極めて限定的な場合かどうかを厳格に判断する必要があるだろう。

それでは、「局地的な暴動、蜂起」はどうであろうか。前記指摘によれば、局地的な暴動、蜂起は社会的動乱に含まれないとされるが、これも局地的な暴動、蜂起であるから直ちに社会的動乱に該当しないというのではなく、個別具体的な事情の下での判断を行う必要があるだろう。異常に巨大な天災地変に匹敵するだけの免責を相当とする限定的な社会的事件と言えれば社会的動乱に該当するとの判断もあり得ないではない。例えば、テロリストなどの反社会的勢力によって原子力発電所が占拠され爆撃などの武力闘争が行われた場合、必要相当と認められる警備対応や鎮圧対応によってはテロを抑止・抑圧することができない極めて限定的な事件と言えれば、免責が認められる余地も考えられないではないであろう。

（3）大気汚染防止法25条の3および水質汚濁防止法20条の2の準用ないし類推適用

放射性物質の漏出により大気汚染や水質汚濁が生じた場合これをもって原子力損害に該当し得るところ、前記大気汚染防止法25条の3および水質汚濁防止法20条の2が原子力損害についても準用ないし類推適用されるかどうかは論点にはなりうる。しかし、原賠法が「不可抗力の競合による損害賠償の減額（割合的損害賠償）」を規定しなかったのは、「原子力責任の重大性から、減額を認めずに全部の賠償をさせる、という趣旨と思われる」<sup>(58)</sup>との指摘に鑑みれば、前記特別法の準用ないし類推適用は否定されるべきと考えられる。また、これらの特別法の立法経緯を検討すると、当初は、異常に巨大な天災地変または社会的動乱による場合に免責とする旨の規定の仕方であったが、国会審議の過程の中で、現在のように、不可抗力の競合を裁判所が賠償責任及び額を定めるにあたり斟酌できるという規定の仕方に変更された<sup>(59)</sup>。かかる立法経緯にも鑑みると、大気汚染および水質汚濁については不可抗力の

競合による損害賠償の減額を認め、原子力損害については免責のみが認められ減額は認められないと考えるべきである。従って、前記特別法の規定は原子力損害には準用ないし類推適用されないと考える。

#### (4) 裁判例

管見の限り、免責事由(異常に巨大な天災地変)に該当するかが正面から争われた判例は見当たらないが、福島第一原発事故に関連して、東京地判平成24年7月19日判時2172号57頁の事案がある。本件は、東京電力株式会社の株主である原告が、本件原発事故について、原賠法3条1項但し書の適用がなく、東京電力に賠償責任があるとの判断を前提とした被告国の措置により東京電力の株価が下落して損害を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、国に対して150万円および遅延損害金の支払いを求めた事案である。東京地裁は、原賠法の立法過程、関連文献、同法施行後の地震・津波の発生を検討したうえ、『異常に巨大な天災地変』を極めて限定的に解釈し、人類がいまだかつて経験したことのない全く想像を絶するような事態に限られると解釈することにも相当の根拠が認められるというべきである」としたうえで、「本件震災はそのような事態に該当しないと判断し、これを前提として本件行為が行われたとしても、これをもって担当公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたとは認められない」と判示した。判例および学説上、免責事由の該当性の判断を極めて厳格に行うことは明らかである。

#### 4 各国内法の比較考察

無過失責任主義を採用する前記各法律の下で、免責事由の内容は同一ではない。大気汚染防止法、水質汚濁防止法、鉱業法および水洗炭業法のように、天災その他の不可抗力が競合した場合に、裁判所が損害賠償の責任及び額を定めるについて、これを斟酌できるとするもの、油濁賠償法や原賠法のように、いくつかの免責事由を規定するものがある。これを整理すると、以

下の表のとおりとなる。

法律	免責類型	(減) 免責事由の内容	(減) 免責事由の解釈に関する裁判例
大気汚染防止法	斟酌型	天災その他の不可抗力	無し
水質汚濁防止法	斟酌型	天災その他の不可抗力	無し
鉱業法	斟酌型	天災その他の不可抗力	無し
水洗炭業法	斟酌型	天災その他の不可抗力	無し
油濁賠償法	免責型 + 斟酌型	「戦争、内乱又は暴動」、 「異常な天災地変」、「専ら 第三者の悪意」、「専ら国又 は公共団体の航路標識等の 管理の瑕疵」、「被害者の故 意または過失」	無し
原賠法	免責型	「異常に巨大な天災地変」、 「社会的動乱」	(免責規定の適否が正面か ら争われたものではない が) 東京地判平成24年7月 19日判時2172号57頁

大気汚染防止法から水洗炭業法までは天災その他の不可抗力を減免責事由とする斟酌型の規定であるという点で一致している。規定の仕方は全く同一ではないものの（大気汚染防止法と水質汚濁防止は同一で、鉱業法と水洗炭業法は同一）、減免責事由の意味内容は同じと考えてよいであろう。

他方で、油濁賠償法および原賠法は同一ではないものの、より具体的に免責事由の内容を規定している。これは、国際条約における文言に起因するものと思われる。例えば、免責事由の1つである天災地変についても、油濁賠償法と原賠法の規定は同一ではない。すなわち、油濁賠償法は「異常な」天災地変であるのに対して、原賠法は、「異常に巨大な」天災地変である。このように微妙に規定内容が異なるのは、なぜであろうか。油濁賠償法は、民事責任条約の国内法であることから、免責規定も同条約の内容を踏まえたものである。同条約3条2(a)においては、例外的、不可避的、不可抗力的性質を有する自然現象（a natural phenomenon of an exceptional, inevitable and irresistible character）と規定されている。これに対して、原子力損害

について、我が国は、パリ条約もウィーン条約も批准していないから、同法はこれらの条約の国内法ではない。ただ、原賠法の免責事由の一つである「異常に巨大な天災地変」は、これらの条約を参照して規定されたことは明らかである。すなわち、改正前のパリ条約9条およびウィーン条約4条3項(b)では、各締約国において別段の定めをする場合を除き、「異常な性質の巨大な天災地変」(a grave natural disaster of an exceptional character)<sup>(60)</sup>が免責事由として規定されていた。これを参照して、原賠法は、「異常に巨大な天災地変」と規定したものと考えられる。そうだとすると、規定内容が異なる以上、前記の検討のとおり、油濁賠償法の「異常な天災地変」と原賠法の「異常に巨大な天災地変」とではその意味内容は異なるというべきである。「異常に巨大」とは、前記のとおり、「ほとんど発生しないであろう」「人類の予想していないような大きなもの」<sup>(61)</sup>であり「防止措置をとりえないような、極めて限られた『異常かつ巨大な』場合を意味する」<sup>(62)</sup>といえよう。

## 5 不可抗力の検討

このように免責事由の意味内容は各国内法間で異なるとしても、これらの免責事由に通底する考え方は存在するだろうか。各免責事由に共通しているのはそれが「不可抗力」性を有するということである。<sup>(63)</sup>「不可抗力」に関する既存の定義によれば、これは「外部からくる事実であって、取引上要求できる注意や予防方法を講じても防止できないもの」<sup>(64)</sup>とされている。<sup>(65)</sup>すなわち、①外部的事実であり②予防措置を講じても防止できないものである。かかる不可抗力免責は契約責任においても不法行為責任においても問題となり得る。もっとも、既に加藤一郎教授によって指摘されているとおり、「不可抗力の内容は不明確であり、具体的にその内容・程度を検討する必要が出てくる」、「その内容・程度は、どこまでのことを予期して損害の防止をはかるべきかによって定めるのであり、責任の性質や具体的事情に応じて相対的に変動するものといわなければならない」<sup>(66)</sup>とされる。従って、不可抗力の概念



は固定化されたものではない。すなわち、不法行為責任としての無過失責任における免責事由の内容に通底するものとして、結果の予見ができなかったとか結果を回避することができなかったものと理解しようとする過失責任主義における過失論と同様の議論が展開され得る。しかし、無過失責任における免責規定は、過失論とは異なる次元から議論されるべき事項であると考えられる。過失論においては、不可抗力の場合には注意義務違反としての過失が否定されるのに対して、<sup>(67)</sup>無過失責任の下での免責は、無過失責任の基礎にある危険責任の見地から、当該損害が事業の危険性の現実化とは言い切れないからこそ適用されるからである。従って、同じ不法行為責任でも、過失責任と無過失責任とでは、立証責任の所在が異なるだけでなく不可抗力の意味内容や判断基準も異なり、<sup>(68)</sup>特に無過失責任の下では不可抗力を論じる実益や必要性が高いというべきである。また、減責事由としての不可抗力と免責事由としての不可抗力とでは意味内容や判断基準は異なると考えられる。無過失責任を採用している前記法律の多くは被害者の保護をその目的の1つとして規定していることから（各法1条）、その大きな後退をもたらす免責事由としての不可抗力の判断基準はより高いものが求められるべきである。すなわち、例えば原子力損害賠償責任における「異常に巨大な天災地変」の免責事由については、当該行為者を基準とする具体的過失ではなく、一般通常人を基準とする抽象的過失をさらに抽象化したおよそ人類にとって予見可能であったか回避可能であったかが基準とされるべきである。<sup>(69)</sup>さらに予見可能性および回避可能性の対象についても、過失論においては結果であるのに対して、免責規定においては、免責事由に該当する事実であるというべきである。そのような意味で過失論における要件よりも免責規定の適用要件の方が厳格かつ限定的であると考えられる。すなわち、免責事由としての不可抗力は、当該事由に該当する外部的な事実であって、当該事実を予見することができず、かつ防止措置をもってしても損害の発生を回避しえない事象をいうと考えるべきである。各国内法における免責規定に共通するのは、無過失

責任が導入された経緯や趣旨を踏まえれば、免責規定の適用は厳格に判断されるべきであり、その適用が認められるのは極めて限定的な場合に限られるべきということであろう。

#### 四 アメリカ環境法との比較考察

アメリカ不法行為法の下でも過失責任 (negligence) および無過失責任 (liability without fault) としての厳格責任 (strict liability) が存在する。<sup>(70)</sup> アメリカ環境法の下で厳格責任を規定した法律として重要なのは、1948年<sup>(71)</sup>に制定された連邦水質汚濁管理法 (Federal Water Pollution Control Act) を1972年に改正した水質浄化法 (Clean Water Act)、1990年に制定された油濁法 (Oil Pollution Act) および1980年に制定された包括的環境対応補償責任法 (Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act) である。以下では、これらの法律を中心に、考察を行う。

##### 1 水質浄化法

連邦水質汚濁管理法の1972年改正法を基礎とする水質浄化法<sup>(72)</sup>は、連邦環境保護庁が航行可能水域における水質を保護するために厳格な排出制限を定めることを求め、国家汚濁物質排出排除システムによる許可制度等を規定したアメリカ合衆国における水質汚濁を規制する法律である。

水質浄化法の下での責任原理は、我が国の水質汚濁防止法と同様、厳格責任である。油または有害物質が航行可能水域等に排出された船舶および陸上・洋上施設の所有者または管理者は、当該油または有害物質の除去に係る実際の費用<sup>(73)</sup>について、責任限度額まで連邦政府に対して無過失責任を負う。もっとも、以下の免責事由が規定されている。不可抗力 (act of God)、戦争行為 (act of war)、連邦政府の側に過失がある場合 (negligence on the part of the United States Government)、第三者の作為または不作為 (act or omission of a third party) である (当該第三者の作為または不作為に

ついて過失の有無を問わない<sup>(74)</sup>。このうち不可抗力（act of God）については、予見していなかった（unanticipated）巨大な天災地変（grave natural disaster）によって引き起こされた（occasioned）事由と定義されている<sup>(75)</sup>。判例上、船舶に起因する油濁に係る浄化費用の回収に当たり不可抗力かどうか争われた事案において、春の雪解け水（spring runoff of melted snow）や船舶が衝突した不知の水中物（unknown underwater object）は不可抗力事由に該当しないと判断したものが<sup>(76)</sup>ある。同判例においは、不可抗力事由は「巨大な（grave）」天災地変に制限されていることから、春の雪解け水や不知の水中物は通常の意味において解釈される巨大な天災地変に該当せず、ハドソン川における増水の頻度や危険は河川を航行する者にとってよく予見されているものであることから、「予見していなかった（unanticipated）」にも<sup>(77)</sup>該当しないと判断された。また、船舶所有者が河川における油濁の浄化費用の回収を求めた事案において、船員が気象状況についてラジオを聴取していれば荒天を予見し防止措置を講じることができたとして、油の輸送中に到達した豪雨（thunder storms）の際に生じた油の排出について不可抗力事由の<sup>(78)</sup>該当性を否定したものが<sup>(79)</sup>ある。すなわち、船員が荒天を予見していたか実際に予見していなかったかは問題ではなく、気象状況についてラジオを聴取していれば荒天を予測し防止措置を講じることが出来たのであるから（少なくとも30分前には予報されていた）、予見していなかった（unanticipated）天災地変に<sup>(79)</sup>該当しないとされた。管見の限り、水質浄化法に関するアメリカ判例法で天災地変による不可抗力免責を認めた事例に接することはできず、かかる免責が認められるのは、極めて稀な場合と言えるであろう。

## 2 油濁法

アメリカ合衆国は、1989年3月に発生したエクソン・バルディーズ号事件を契機に、1990年に油濁法<sup>(80)</sup>を制定し、油濁事故に対する厳格な責任制度を確立した。すなわち、責任当事者は、除去費用<sup>(81)</sup>および損害<sup>(82)</sup>について、厳格責任<sup>(83)</sup>を負う。もっとも、いくつかの免責事由が規定されている。すなわち、不可

抗力 (act of God)、戦争行為 (act of war)、第三者の作為もしくは不作為またはこれらの組み合わせ、または請求者の重過失 (gross negligence) または故意のある不正行為 (willful misconduct) <sup>(84)</sup> である。前3者については、専ら (solely) 当該事由によって、との限定が規定されている。このうち不可抗力とは、その結果を相当の注意 (due care) または予見 (foresight) によっても防止または回避することができなかつたであろう例外的 (exceptional)、不可避的 (inevitable) および不可抗力的 (irresistible) な性質を有する、予見していなかつた (unanticipated) 巨大な自然災害 (grave natural disaster) またはその他の自然現象をいう <sup>(85)</sup>。不可抗力について判断した判例として、1995年6月に発生したバージ (barge) と橋との衝突によるミシシッピ川の油濁事故について、河川の状況は予見されていたものであることに加え、曳き船が動力不足であったことおよび危険な状況をもたらす船長の決断が油濁事故に寄与したことから、不可抗力免責が認められないとの国家油濁基金センター (National Pollution Funds Center) の判断を是認した事案がある <sup>(86)</sup>。同判例は、油濁法の下での不可抗力免責は、例外的 (exceptional)、不可避的 (inevitable) および不可抗力的 (irresistible) という3つの要素の立証を要することから、伝統的なコモン・ロー上の不可抗力免責よりも適用範囲が極めて限定的であり <sup>(87)</sup>、前記水質浄化法および後記包括的環境対応補償責任法と同様にその適用範囲は制限的であるべき旨を判示 <sup>(88)</sup> した。

戦争行為については、定義規定は存在せず、油濁法の下で戦争行為の解釈がなされた事例はない (もっとも後記する包括的環境対応補償責任法の下で戦争行為は典型的には政府が支援する活動 (government-sponsored activities) <sup>(89)</sup> であることを確認した判例がある) とされている。また、テロリズムについても明示の定めはないが、テロリズムの場合、責任当事者は、戦争行為による免責よりも第三者の行為による免責を利用せざるを得ないと指摘されている <sup>(90)</sup>。

第三者の作為または不作為については、責任当事者の被用者もしくは代理人またはその作為もしくは不作為が責任当事者との契約関係に関連して生じる第三者（唯一の契約上の合意が鉄道による運送業者による運送に関連して生じた場合は除く）は除かれるが、責任当事者が、証拠の優越（preponderance of evidence）<sup>(91)</sup>をもって、油の性質を考慮しつつ全ての関連事実および事情を踏まえて、当該油に関する相当の注意を払い、当該第三者の予見可能な作為または不作為および当該作為または不作為の予見可能な結果に対して防止措置をとったことを証明した場合に適用されると規定されている。<sup>(92)</sup>このため、当該第三者が責任当事者として扱われることは限定的な場合に限られ、<sup>(93)</sup>かかる免責が認められるのは稀であるとされている。<sup>(94)</sup>

### 3 包括的環境対応補償責任法

#### (1) 免責事由

ニューヨーク州で発生したアメリカ史上最も衝撃的な環境問題の一つとされるラブキャナル事件を契機に、1980年に包括的環境対応補償責任法（以下「CERCLA」という）<sup>(95)</sup>が制定された。<sup>(96)</sup>CERCLAは責任原理について明示してはいないものの、同法の下で、責任当事者は、同法が定める費用および損害について、厳格責任を負うものと解されている。<sup>(97)</sup>すなわち、CERCLA Section 101 (32)は、「責任」は水質浄化法（Clean Water Act）311条の下での責任の基準と解釈される旨を規定しているが、判例は、同条が厳格責任を規定したものと解し、CERCLAも同様の責任を規定したものと解釈している。

もっとも、同法は、油濁法と同様に、3つの免責事由を明示的に定めている。<sup>(98)</sup>すなわち、不可抗力（act of God）、戦争行為（act of war）、および第三者の作為または不作為（act or omission of a third party）である。かかる免責が認められるには、専ら（solely）当該事由のいずれかまたはその組み合わせによって、<sup>(99)</sup>有害物質の放出またはそのおそれが生じたことおよびそ

れによる損害が証拠の優越によって証明されなければならない。すなわち、有害物質の放出またはそのおそれが前記3つの事由またはその組み合わせ「のみ」によって生じたと認められることが必要なのである。

## (2) 不可抗力免責

不可抗力 (act of God) についても戦争行為についても判例法による解釈はわずかしかないと指摘されている。<sup>(100)</sup> すなわち、不可抗力については、油濁法と同様に、その結果を相当の注意 (due care) または予見 (foresight) によっても防止 (prevented) または回避 (avoided) することができなかったであろう例外的 (exceptional)、不可避的 (inevitable) および不可抗力的 (irresistible) な性質を有する、予見していなかった (unanticipated) 巨大な自然災害 (grave natural disaster) またはその他の自然現象をいうとされている。<sup>(101)</sup> 判例法の下では、不可抗力事由は狭く限定的に解されている。<sup>(102)</sup>

## (3) 戦争行為免責とテロリズム

戦争行為については、定義規定はなく、Cardwell によれば、戦争による有害物質の排出に限定されるかまたは戦争による需要増加による有害物質の排出にも適用されるかは明らかではないが、他の免責事由の下での限定的解釈との整合性の見地から、戦争行為による免責は戦闘による有害物質の排出に限定されるとされている。<sup>(103)</sup> Cruden の解説によると、例えば、戦争行為に関するリーディングケースにおいて、石油会社は、第二次世界大戦中に航空燃料の製造後に処分された有害物質の廃棄について戦争行為による免責を行使することはできないとされた。<sup>(104)</sup> CERCLA の下での戦争行為免責は、政府の戦時中の航空燃料売買契約や石油会社の航空燃料の製造に対する規制に適用されるようには合理的に解釈できないとされている。<sup>(105)</sup>

また、テロリズムに対して戦争行為の免責が適用されるかどうかは重要な論点の一つである。この点、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件において飛行機の実入により崩壊した世界貿易センター付近の建物の所有者が、当該建物内に侵入した粉塵の除去に係る費用について CERCLA に基づ

いて当該費用の回収を求めて提起した訴訟において、同テロ事件は戦争行為に該当するとして、世界貿易センターの所有者等による免責の主張を認めたという事案がある。<sup>(107)</sup> 同事案において裁判所は、戦争行為の伝統的な定義（少なくとも一の国民国家を巻き込む武力紛争の過程における統一的な軍事力の行使）、保険契約における定義規定や1992年反テロリズム法が戦争行為とテロリズムを区別していることを認めつつも、9月11日の事件がアメリカ史上の中でも特異であり（unique）、アメリカ合衆国大統領（当時はジョージWブッシュ）、議会および連邦最高裁判所が同事件に対するアメリカ合衆国の軍事的・政治的対応を「戦争」として見なしたことから、戦争行為の免責を認めたのである。<sup>(108)</sup>

#### （４）第三者の作為または不作為による免責

次に、第三者の作為または不作為による免責については、第三者のみが有害物質の排出の原因をなした場合に認められていることから、被告がわずかでも排出に寄与していればかかる免責は認められないことになることが指摘されている。<sup>(109)</sup>

#### （５）その他の事由

CERCLA に関する訴訟においては、以下のように、前記３つ以外の免責事由が主張される。<sup>(110)</sup> すなわち、CERCLA は、改正による責任当事者の責任を軽減するという方向性とも相俟って、複数の免責除外事由（善意の土地所有者、担保権上の利益の保持者、リサイクル業者、微量免責、隣接不動産の所有者、真正な将来の購入者等）を設けているところ、CERCLA においてはその中でも特に以下の事由が重要であると考えられる。<sup>(111)</sup><sup>(112)</sup>

##### （i）善意の土地所有者（Innocent Landowners）

CERCLA Section 101 (35) は第三者の作為または不作為による免責に関連して、善意の土地所有者の保護を規定する。すなわち、(a)被告が、ファシリティ（facility）<sup>(113)</sup> の取得時点において放出またはそのおそれに係る有害物質が当該ファシリティ上またはその中で処分されたことについて知らなかつ

たこと、知る由もなかったこと、(b)被告が政府であり、復帰的 (by escheat)、その他強制的 (involuntary) もしくは土地収用 (eminent domain) により当該ファシリティを取得したこと、または(c)被告が相続または遺贈によって当該ファシリティを取得したこと、の場合に適用される。<sup>(114)</sup> また、被告は、ファシリティにおける対応措置を行う権限を有する者に対して完全に協力し支援し立ち入りを認めること、あらゆる土地利用制限を遵守していること、対応措置に関して当該ファシリティにおいてとられた制度的管理 (institutional control) の有効性や統合性を妨害しないことを証明しなければならない。<sup>(115)</sup> また、Brownfields Act による改正によって、前記(a)について、知る由もない (no reason to know) というためには、被告は、一般的に認められた適切な商業上および慣習上の基準および慣行 (good commercial and customary standards and practices) に従って当該ファシリティの前主に対してあらゆる適切な調査 (all appropriate inquiries) を行ったこと、およびあらゆる継続的な放出を阻止し、将来の放出の恐れを防止し、且つ、先に放出されたあらゆる有害物質の人体、環境、または自然資源への暴露を防止・制限するための合理的な措置を講じたことを証明しなければならない。<sup>(116)</sup>

(ii) 微量免責 (De Micromis Exemption)

CERCLA Section 107 (o) (1) は、有害物質が微量である場合に排出者および運搬者の責任を免除する。<sup>(117)</sup> すなわち、有害物質を含む資源の総量が液体資源については110ガロン未満、固形資源については200ポンド未満であること、処分・処理・または輸送の全部または一部が2001年4月1日より前に生じた場合は、ファシリティにおける対応費用に関して排出者または運搬者はその責任を免除されることがある。<sup>(118)</sup> もっとも、(a)有害物質を含む当該資源が当該ファシリティに関する対応措置や自然資源の回復 (natural resource restoration) に係る費用に個別的または全体的に大きく寄与した場合、(b)大統領が発する情報収集に係る要請や行政上の召喚状 (administrative subpoena) に従わなかった場合、(c)当該ファシリティに関する対応措置や



自然資源の回復措置を作為または不作為により妨害したまたは妨害している場合、または(d)免責が適用される当該行為について有罪判決を受け上訴審その他において破棄されていない場合は免責されない<sup>(119)</sup>。災害時に微量の有害物質が排出された場合に本規定が適用されることも考えられなくはないが、前記のように詳細に規定された要件を充足する必要がある。

(iii) 隣接不動産の所有者 (Contiguous Property Owners)

CERCLA Section 107 (q) は、隣接不動産の所有者の免責を規定する。すなわち、その者が所有していない不動産からの有害物質の放出またはそのおそれによって汚染されまたは汚染されているかもしれない、当該不動産に隣接している不動産を所有している者は、一定の要件を充足する場合には、船舶またはファシリティの所有者または管理者としてはみなされず責任を負わないこととなる。もっとも、その要件は以下のように極めて詳細に規定されている。(a)その者が当該放出またはその恐れの原因をなしておらず、寄しておらず、同意していないこと、(b)その者自身が対応費用に係る責任当事者ではなく、一定の関係（あらゆる直接的・間接的な親族関係、あらゆる契約上・会社上・財務上の関係（一定の場合を除く））を通じて責任当事者とも関連していないこと、潜在的責任当事者である企業の再編の結果ではないこと、(c)その者があらゆる継続的放出を停止し、将来のあらゆる放出のおそれを防止し、その者が所有している不動産から放出された有害物質の人体、環境または自然資源への暴露を防止・制限するための合理的な措置を講じること、(d)その者が、当該船舶またはファシリティにおける対応措置または自然資源の回復措置を行う権限を有する者に対して完全に協力し支援し立ち入りを認めること、(e)その者が当該ファシリティにおける対応措置に関して制定されたあらゆる土地利用制限を遵守していること、および対応措置に関してとられた制度的管理 (institutional control) の有効性や統合性を妨害しないこと、(f)その者が大統領の発する情報に関する要請や行政上の召喚状を遵守すること、(g)その者が当該ファシリティ上の有害物質の発見または放出

に関して法律上要求される全ての通知を提供すること、(h)その者が、当該不動産を取得した時点において、あらゆる適切な調査を行ったこと、当該不動産がその者が所有または管理していない他の不動産からの有害物質の放出またはその恐れによって汚染されまたは汚染され得るものであることについて知らず知る由もなかったこと。<sup>(120)</sup> 災害時における有害物質の放出により土壌汚染が発生し、隣接不動産に対するもらい汚染が発生した場合に本規定の適用が考えられるが、前記 (i) および (ii) と同様に、詳細に規定された要件を充足する必要がある。本規定による免責が認められた事例が存在するかではないが、かかる免責が認められるのは極めて限られた場合であることは明らかである。

(iv) 真正な将来の購入者 (Bona Fide Prospective Purchaser)

CERCLA Section 107 (r) および Section 101 (40) は、一定の要件の下に真正な将来の購入者の免責を規定する (先取特権を除く)。<sup>(121)</sup> すなわち、(a) 2002年1月11日よりも後にファシリティの所有権を取得すること、(b)当該取得の前に有害物質の全ての処分がなされたこと、(c)その者が一般的に認められた適切な商業上および慣習上の基準および慣行に従って当該ファシリティの前主にあらゆる適切な調査を行ったこと、(d)その者が当該ファシリティ上の有害物質の発見または放出について法律上要求される全ての通知を提供すること、(e)その者が、あらゆる継続的放出を停止し、将来のあらゆる放出のおそれを防止し、その者が所有している不動産から放出された有害物質への人体、環境または自然資源の暴露を防止・制限するための合理的な措置を講じることによって、当該ファシリティにおいて発見された有害物質に関して適切な注意を払うこと、(f)その者が、当該船舶またはファシリティにおける対応措置または自然資源の回復措置を行う権限を有する者に対して完全に協力し支援し立ち入りを認めること、(g)その者が船舶またはファシリティにおける対応措置に関して制定されたあらゆる土地利用制限を遵守していること、および対応措置に関してとられた制度的管理 (institutional control)

の有効性や統合性を妨害しないこと、(h)その者が大統領が発する情報に関する要請や行政上の召喚状を遵守すること、(i)その者が対応費用に係る責任当事者ではなく、一定の関係（あらゆる直接的・間接的な親族関係、あらゆる契約上・会社上・財務上の関係（一定の場合を除く））を通じて責任当事者とも関連していないこと、潜在的責任当事者である企業の再編の結果ではないこと。<sup>(122)</sup>

#### （6）小 括

このように、CERCLA においては、油濁法におけるような3つの免責事由に加えて、極めて多岐にわたる免責除外事由が法定されている。このような多様な免責除外事由を法定しつつも、極めて詳細に要件を規定するのは免責の余地をほぼ封じるものとして機能するようにも思われなくもないが、いずれにせよ免責が認められるためには前記のとおり複数の要件を充足する必要があり、適用要件が極めて厳格であることは明らかである。

## 4 原子力法

アメリカ合衆国において、1946年原子力法<sup>(123)</sup>は、原子力の民間開発を禁止していた。これは、放射性物質の破壊力に対する不安や商業開発は環境や公衆衛生に影響を与え得るといふ恐怖感に由来していたとされる。<sup>(124)</sup>その後数年以内に産業界によるロビー活動は1954年原子力法に結実し、同法は、民間による原子力の商業利用への投資や開発を可能とした。<sup>(125)</sup>しかし、開発に伴う責任についてはリスクが高すぎるため産業界は政府による支援なしにはこれを引き受けることができなかつたとされる。<sup>(126)</sup>そこで、1957年にプライス・アンダーソン法<sup>(127)</sup>が制定され、大事故が発生した場合の原子力事業者の責任を大きく制限した。<sup>(128)</sup>その結果、原子力事業者は1957年から1960年代半ばにかけて商業用原子力発電所の建設を広く開始したとされる。<sup>(129)</sup>

アメリカ合衆国においては、不法行為責任に関する立法は州法に委ねられているため、連邦法たる原子力法は、我が国の原賠法と異なり、原子力事業

者の無過失責任を直接規定しているものではない。<sup>(132)</sup>しかし、異常原子力事故 (extraordinary nuclear occurrence) に該当すると、原子力事業者は州法上の抗弁権を主張できなくなるため、<sup>(133)</sup>「原子力事業者は実質的に無過失責任を負う」<sup>(134)</sup>とか「他の諸国の制度と殆ど差のないものになっている」<sup>(135)</sup>と指摘されている。

また、原子力法においては、事業者の負う責任である「公的責任」の定義から、戦争行為に起因する場合は除外されているのみで (except: (i) (中略); (ii) claims arising out of an act of war 以下略)、天災地変への言及は見当たらない。<sup>(136)</sup>このことから、戦争行為に起因する場合のみが免責になる<sup>(137)</sup>のである (ドイツにおいてはそもそも免責事由を設けないという制度を採用している)<sup>(138)</sup>。アメリカ合衆国においては、原子力事業の危険性や原子力事故が発生した場合の損害の規模に鑑みて、免責事由を戦争行為のみに限定したものと解される。戦争行為の定義規定は存在せず、その解釈は、前記した CERCLA と同様に論点の一つとなるであろう。

## 5 比較考察

災害時の環境汚染が発生した場合にいかなる免責事由が適用されるのかを検討するに当たっては、アメリカ環境法から一定の示唆を見出すことができる。すなわち、水質浄化法のように免責事由を不可抗力 (act of God)、戦争行為 (act of war)、連邦政府の側に過失がある場合 (negligence on the part of the United States Government)、第三者の作為または不作為 (act or omission of a third party)<sup>(139)</sup>とする立法例、油濁法のように免責事由を不可抗力 (act of God)、戦争行為 (act of war)、第三者の作為もしくは不作為 (act or omission of a third party)、または請求者の重過失または故意のある不正行為に限定する立法例、<sup>(140)</sup>CERCLA のように油濁法における前三者の他にも多くの免責除外事由を認める立法例、原子力法のように免責事由を戦争行為に限るとする立法例があり、<sup>(141)</sup>一国内における立法例の間でも免

責事由の内容は同一ではない。これは、これらの立法例の下での厳格責任の基礎にある危険責任の性質・内容・程度に差異があるからであると考えられる。すなわち、船舶の運航に伴う油による海洋汚染の危険、ファシリティの操業に伴う環境汚染の危険、原子力発電事業に伴う危険には、おのずから危険の性質・内容・程度に差異があるのである。従って、汚染源の危険性の相違点を考慮して、各立法例の間で、免責事由の内容に差異を設けるのは当然のことであり、免責事由の内容を同定化すべきでもないと考えられる。これは、日本法についても同様に考えられるべきである。もっとも、CERCLAのように数多くの免責事由を設けることが立法論として適切であるかどうかについては疑問の余地がないではない。免責事由が多く規定されていればされているほど、責任当事者に対してその責任を免れるための主張を認めることになり、紛争解決の遅延をもたらすことに繋がり、ひいては被害者保護の要請が後退することになると考えられるからである（ただし、前記のように免責のための要件が極めて詳細に規定されていることから、その適用が厳格になされることは明らかである。）。

また、アメリカ環境法の下では、戦争行為（act of war）の定義規定はないものの、不可抗力（act of God）の定義規定が存在する。我が国における大気汚染防止法や水質汚濁防止法などにおいては不可抗力の定義規定は存在しないため、アメリカ環境法の不可抗力の定義規定は、我が国にとっても参考とすべき点であると考えられる。

さらに、免責事由は、油濁法のように一定程度限定して規定されるべきであるし、免責事由に該当するとしても、その適用は限定的になされなければならない。<sup>(142)</sup>すなわち、災害時において免責事由のいずれかに該当する事実が発生したとしても、当該事由が損害発生<sup>(143)</sup>の唯一（solely）の原因であると認められることが必要であると考えべきである（排他性）。例外的（exceptional）、不可避的（inevitable）および不可抗力的（irresistible）な性質を有する災害の結果を相当の注意（due care）または予見（foresight）によっ

て防止または回避することができたという場合には、不可抗力に該当しないばかりか、排他性も認められず、免責規定の適用は認められないというべきである。

## 五 近時の災害事故への免責規定の適否

前記したメキシコ湾原油流出事故および福島第一原発事故への免責規定の適否について若干の言及を行うが、結論としては、いずれの事故に対しても、油濁法および原賠法の免責規定の適用はないというべきであろう。実務的にも被害者への損害賠償の支払いは進められている。

前者のメキシコ湾原油流出事故については、天災地変や戦争行為等に起因するものではなく、むしろ、操業上の問題に起因して発生した事故であるから、免責規定の適用は考えられない。<sup>(144)</sup>すなわち、同事故に関する報告書によれば、「マコンド油井 (the Macondo well) の爆発による喪失 (explosive loss) は阻止可能だった (could have been prevented)」「噴出 (blowout) の直接の原因は、BP 社、ハリバートン社 (Halliburton) およびトランスオーシャン社 (Transocean) の一連の特定できる過ち (a series of identifiable mistakes) に端を発する。これによって業界全体の安全文化 (safety culture) に疑義が生じるほど、そのリスク管理における組織的失策 (systematic failures) が露呈した」と結論付けられている。<sup>(145)</sup>同事故においては油濁法上の免責規定の適否を議論する余地は認められない。<sup>(146)</sup>

後者の福島第一原発事故については、天災地変たる地震および津波に起因して発生したものであるため、「異常に巨大な天災地変」による免責規定の適否を議論する余地があるが、筆者は、前掲拙稿における考察で明らかにしたとおり、原賠法の免責規定は適用されないと考えている。要すれば、本件原発事故の原因として、東京電力株式会社による以下の指摘がなされている。すなわち、「津波想定については結果的に甘さがあったと言わざるを得ず、津波に対抗する備えが不十分であったことが今回の事故の根本的な原因

であり、ほとんど全ての設備機能が根こそぎ失われるという事態を招いてしまったことから、その収束活動についても非常に困難を極めた。」と記述されている<sup>(147)</sup>。これに国会事故調の報告書における指摘<sup>(148)</sup>（例えば、「今回の事故は、これまで何回も対策を打つ機会があったにもかかわらず、歴代の規制当局及び東電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策がとられないまま 3.11 を迎えたことで発生したものであった」<sup>(149)</sup>等）を考え併せると、本件福島第一原発事故は、異常に巨大な天災地変「のみ」（排他性）から直接発生したとは言いきれず、異常に巨大な天災地変による免責規定の適用は認められない<sup>(150)</sup>と考えられる。

いずれの事故にも共通している点を見出すとすれば、事故発生<sup>(151)</sup>の端緒に事業者の人為的要素が介在しているということである。例えば油や放射性物質といった有害物質の排出による損害発生が天災地変や戦争行為などの事由を契機とするとしても、これに事業者の人為的要素が介在している場合には、免責事由「のみ（solely）」によって有害物質が排出されたとはいえず、免責規定の適用は認められない<sup>(152)</sup>と考えるべきである。

## 六 むすびに代えて

本稿においては、災害時の環境汚染を素材として、無過失責任における免責規定の適用要件に関する検討を行った。最後に以下の諸点を指摘して、本稿のむすびに代えたい。

第1に、災害時において環境汚染が発生した場合に最も重要であることは、被害者の保護に欠缺が生じないようにすることである<sup>(153)</sup>と考える。それ故に、筆者は、私法上の免責規定の適用は厳格かつ限定的になされなければならないことを指摘したい。アメリカ法においては、免責事由について、不可抗力、戦争行為、第三者の作為または不作為等が列挙されており、免責のためにはこれらに該当する必要があるところ、判例法の下ではその適用は厳格に

判断されている。この点は我が国においても参照点となるであろう。

第2に、我が国は、アメリカ合衆国と同様に、環境媒体ごとに無過失責任およびその免責を規定しており、免責要件は統一的ではない。メキシコ湾原油流出事故および福島第一原発事故の経験を踏まえて考えるに、洋上施設や陸上施設などの多様な施設における事故を契機として排出される油や放射性物質などの有害物質による環境汚染に適用可能な統一的な責任制度およびその下での免責規定を定めることも考えられるかもしれない。しかしながら、災害にはそれぞれの個別具体的な特殊事情が存在するため、あらゆる事故に対応可能な責任制度を定めることはかえって無理がある。発生した災害における危険の性質や程度に応じて、免責事由の内容や判断の在り方も異なると考えられる。ただ、現行法のように、免責規定の適用の在り方が斟酌型と免責型が存在し、免責事由の内容もそれぞれ異なっていることについては、果たしてこのままの規定の仕方では適切なのか疑問の余地があろう。例えば、油濁賠償法の下では免責事由が「戦争、内乱又は暴動」、「異常な天災地変」と規定されているのに対して、原賠法の下では、「異常に巨大な天災地変」、「社会的動乱」と規定されている。このような微妙な相違を残したまま規定を存置してよいのか、存置するとしても規定の相違の意味するところ（「異常な天災地変」と「異常に巨大な天災地変」とでは巨大性の点で相違があることは明らかであるが、果たしてどこまでの意味の相違が認められるのか）を今後さらに検討する必要はあろう。東日本大震災を契機として、免責事由の内容を再検討すべきことが指摘されていることは重要である。筆者は、免責事由に共通して適用されるべき要件として、アメリカ法のように、免責事由「のみ (solely)」によって生じたという排他性の要件を明確化することが必要と考えている。

第3に、解釈論においては、「社会的動乱」や「戦争、内乱又は暴動」にテロ行為が含まれるかどうかということは今後検討すべき論点の一つとなる。テロ行為であるから直ちに社会的動乱に該当するというのではなく、



「社会的動乱」や「戦争、内乱又は暴動」の意味内容を厳格に解釈して個別具体的な該当性判断を行う必要があるだろう。その意味では、前記したアメリカ同時多発テロ事件が CERCLA の免責事由である戦争行為に該当するかどうか<sup>(155)</sup>が争われた裁判例は参考になる。テロ行為が発生したとしても、免責規定が適用されるためには、それが戦争に匹敵するような特異性・重大性を帯びている必要があると考えられる。

第4に、アメリカ法との比較考察から得られる示唆として、免責事由の内容はそれぞれ異なるためこれらに通底する要件を見出すことは難しいものの、不可抗力については、例外的 (exceptional)、不可避的 (inevitable) および不可抗力的 (irresistible) な性質を有する災害の結果を相当の注意 (due care) または予見 (foresight) によっても防止 (prevented) または回避 (avoided) することができなかったという要件を充足する必要がある。すなわちこれは、不可抗力に該当する事実についての予見不可能性や回避不可能性が求められているとみることができよう。アメリカ法と同様、我が国における無過失責任における免責事由の各内容も異なるものの、これらに通底する要件を見出すとすれば、免責事由に該当する事実についての予見不可能性および回避不可能性を挙げることができよう。ただ、これは、過失論における結果予見可能性や結果回避可能性と同一ではない。まず立証責任の所在が異なるであろう（過失に係る立証責任は被害者側にあるのに対して、免責事由に係る立証責任は責任当事者側にある）。また、過失論においては、結果の予見可能性がなければ回避可能性もないと考えるのに対して、免責事由においてはこれに該当する事実を予見することができずかつ回避することもできない場合において危険責任の見地からその適用が認められるかが問題になると考えられる（その意味で、不可抗力の解釈に関して予見を問わない前記折衷説は一定の修正を迫られるようにも考えられる<sup>(156)</sup>）。さらに、減責事由としての不可抗力ではなく免責事由としての不可抗力にあって、少なくとも原子力損害賠償責任における「異常に巨大な天災地変」については、無過

失責任の目的でもある被害者の保護の見地から、一般通常人を基準とする抽象的過失よりもさらに抽象化されたおよそ人類にとって予見可能であったか回避可能であったかという極めて厳格な判断が求められるのではないかと考えられる。<sup>(157)</sup>

最後に、我が国において発生した福島第一原発事故を含む本稿において定義した災害は、将来的に発生する可能性は否定できない。そうであれば、災害時の環境汚染により発生した損害の賠償責任の限界をなす免責規定の適用要件を改めて検討する意義があると考えられる。免責規定の適用要件の解釈を厳格に行うべきことは明らかであるが、厳格であることの具体的な意味内容の検討は今後の課題として別稿においてさらに検討することとしたい。本稿が無過失責任における免責規定に通底する適用要件に関する議論の発展にとって一助となれば幸いである。

〈追記〉本稿は、平成26年度科研費 若手研究B（課題番号：25870527、課題名称：緊急災害時の環境汚染に対する責任制度の研究—免責規定の適用に焦点を当てて—）による研究助成を受けた成果の一部である。

- (1) もっとも、福島第一原発事故については、免責規定の適否が学界において議論された。森嶋昭夫「原子力事故の被害者救済（1）——損害賠償と補償」時の法令1882号39頁（2011年）、同「原子力事故の被害者救済（3）——損害賠償と補償」時の法令1888号35頁（2011年）、同「政府には原子力被害者救済の責任がある」中央公論2011年7月号134頁、淡路剛久「福島第一原子力発電所事故の法的責任について——天災地変と人為」NBL968号30頁（2012年）、日本弁護士連合会編『原発事故・損害賠償マニュアル』（日本加除出版、2011年）21頁、岩淵正紀「原賠法の『不都合』——賠償者の立場から」NBL957号20頁（2011年）、大塚直「福島第一原子力発電所事故による損害賠償」法時83巻11号48頁（2011年）、小倉秀夫ほか編著『震災の法律相談』（学陽書房、2011年）94頁（伊豆隆義弁護士）、森田章「原子力損害賠償法上の無限責任」NBL956号23頁（2011年）、小島延夫「福島第一原子力発電所事故による被害とその法律問題」法時83巻9・10号55頁（2011年）、人見剛

- 「福島第一原子力発電所事故の損害賠償」法セ683号20頁（2011年）、鳥谷部茂「福島原発事故における放射能汚染の法的責任」広法35巻3号194頁（2012年）、卯辰昇『原子力損害賠償の法律問題』（金融財政事情研究会、2012年）35頁、拙稿「原子力損害賠償責任における免責規定の適用要件に関する考察」法時85巻5号103頁（2013年）等を参照。これらによると、免責規定の適用を否定すべきとする見解が多数である。
- (2) 拙稿「放射性物質の漏出による海洋汚染に対する法的対応」法時83巻7号51頁（2011年）および同「1990年油濁法（the Oil Pollution Act of 1990）の下での責任制度—メキシコ湾原油流出事故を素材として—」海事法209号2頁（2010年）。
  - (3) 公法上の責任としての環境汚染の浄化措置義務およびその免責に関する検討は、別稿に譲る。
  - (4) 日本経済新聞2011年4月10日「津波、想定の3倍」。
  - (5) 事故の概要については、国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国会事故調 報告書』（徳間書店、2012年）23頁を参照。
  - (6) 日本経済新聞2010年6月16日「原油流出事故」。
  - (7) 事故の概要については、拙稿・前掲注（2）海事法3頁以下、In re Oil Spill by The Oil Rig “Deepwater Horizon” in The Gulf of Mexico, on April 20, 2010, 731 F.Supp.2d 1352, 1353 (U.S.Jud.Pan.Mult.Lit.) 等の他、National Commission on the BP Deepwater Horizon Oil Spill and Offshore Drilling, DEEP WATER The Gulf Oil Disaster and the Future of Offshore Drilling Report to the President, January 2011, *available at* <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/GPO-OILCO-MMISSION/pdf/GPOOILCO-MMISSION.pdf>（最終閲覧日：2014年6月22日）に詳細に記述されている。
  - (8) 日本経済新聞電子版2010年5月28日「米原油流出事故、過去最悪に 沖合油田開発を見直し」。
  - (9) 無過失責任主義に関する論稿は枚挙にいとまがないが、本稿においては、岡松参太郎『無過失損害賠償責任論』（京都法学会、1916年）、我妻榮ほか「各国における無過失責任への傾向（座談会）」法時27巻11号44頁（1955年）、石本雅男「無過失責任の根拠」法セ178号24頁（1970年）、野村好弘「わが国における無過失責任の展開——公害の無過失責任の実定法上の根拠——」ひろば23巻11号5頁（1970年）、船後正道『逐条解説 公害に係る無過失損害賠償責任法』（帝国地方行政学会、1972年）、沢井裕「公害無過失責任立法について」西原道雄・沢井裕編『現代損害

賠償法講座5 公害・生活妨害』(日本評論社、1973年)59頁、牛山積「公害無過失責任立法の問題点——法案要綱の問題点」『公害裁判の展開と法理論』84頁(日本評論社、1976年)、富井利安「無過失責任論の沿革と公害賠償責任(1)(2)」広島大学総合科学部紀要社会文化研究5巻29頁(1979年)・6巻113頁(1980年)、植木哲「いわゆる『無過失』責任について」民商88巻2号201頁(1983年)、淡路剛久「過失責任と無過失責任」ジュリ918号82頁(1988年)、吉村良一「公害における過失責任・無過失責任」立命2000年3・4号下巻1703頁(2000年)、橋本佳幸『責任法の多元的構造——不作為不法行為・危険責任をめぐって——』(有斐閣、2006年)155頁等を参照。

- (10) 無過失責任主義について概説したものと、近江幸治『民法講義IV事務管理・不当利得・不法行為第2版』(成文堂、2007年)94頁、我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権第2版』(日本評論社、2008年)1289頁、潮見佳男『不法行為法I第2版』(信山社、2009年)323頁、前田陽一『債権各論II不法行為法第2版』(弘文堂、2010年)168頁等を参照。なお、野村好弘教授によれば、「公害の無過失責任の一般的根拠規定は、民法717条に求めることができる」とされている。野村・前掲注(9)12頁ないし13頁。
- (11) 岡松・前掲注(9)746頁以下、野村・前掲注(9)5頁、近江・前掲注(10)94頁、潮見・前掲注(10)323頁、前田・前掲注(10)6頁ないし7頁等を参照。
- (12) 危険責任の免責について、ドイツ法を参照しながら論じたものと、根本尚徳「免責の判断構造——不可抗力要件をめぐるドイツの議論を手がかりとした一考察」現代民事判例研究会編『民事判例IV——2011年後期』(日本評論社、2012年)121頁(特に122頁ないし123頁)を参照。
- (13) 船後・前掲注(9)11頁参照。もっとも、「原子力損害の賠償に関する法律と自動車損害賠償保障法のみが、典型的な危険責任になじむ領域における立法である」とし、公害にかかる損害賠償責任は、「危険責任の典型的なものではな」との指摘として、錦織成史「不可抗力と避けることのできない外的事実—危険責任の免責事由に関する一考察—」論叢110巻4・5・6号202頁(1982年)。
- (14) 船後・前掲注(9)12頁ないし13頁。
- (15) 我妻ほか・前掲注(10)1289頁ないし1290頁。
- (16) 例えば、鉾害賠償について、第74回帝国議会衆議院昭和12年法律第57号中改正法律案外1件委員会議録41頁(昭和14年3月3日)(大森政府委員発言)参照。
- (17) なお、我が国においては、立法上も学説上も、危険責任ないし報償責任の考え

方に基づく無過失責任は、過失責任主義の例外として位置付けられているが（橋本・前掲注（9）303頁参照）、ドイツにおいては、学説上、「過失責任の原則に対する例外という消極的位置づけが克服されている」と指摘されている。同304頁および166頁以下参照。すなわち、ドイツにおける学説（ケッツ）上は、「危険責任は過失責任の原則の例外にとどまるものではなく、むしろ、過失責任と同等・同価値な責任形式にあたる」とされている。同169頁。もっとも、立法上は、「特別法の積重ねによって危険責任構成要件を拡充するという態度を堅持している」とされる。同172頁。この点はドイツ環境責任法（Umwelthaftungsgesetz）に体现されていると思われるが、同法4条が不可抗力免責を定めていることを指摘するに留め、その検討は別稿に譲る。橋本教授の「日本の公害無過失責任立法は、環境危険責任として再構成することにより」「過失責任の原則の例外という消極的位置づけを克服して、過失責任と対等の地位にまで引き上げられる」（同305頁ないし306頁）との指摘は示唆に富む。

- (18) この点を詳論するものとして、船後・前掲注（9）24頁以下、沢井・前掲注（9）59頁以下、富井・前掲注（9）等参照。
- (19) 植木・前掲注（9）204頁および207頁。
- (20) 本稿は、主観的過失論と客観的過失論の対立に関する論点を検討対象とするものではないが、筆者は今日の多数的見解とされる客観的過失論における過失の客観化の考え方に依りながらも、主観的要素を一切排除すべきでなく、その意味で主観的要素の客観的要素の総体或いはこれらの二重構造にあると考えている。近江・前掲注（10）111頁ないし112頁および潮見・前掲注（10）278頁ないし279頁参照。
- (21) 大塚直『環境法第3版』（有斐閣、2010年）664頁参照。
- (22) もっとも、同事件の差戻審判決（大阪控判大正8年12月27日新聞1659号11頁）は、被告企業の不法行為の成立を肯定し、原告の請求を認めた。
- (23) 大塚・前掲注（21）664頁参照。
- (24) 船後・前掲注（9）24頁。
- (25) 船後・前掲注（9）28頁ないし30頁参照。
- (26) 船後・前掲注（9）36頁ないし38頁参照。
- (27) 船後・前掲注（9）52頁。
- (28) 公害無過失責任法に対する問題点の指摘として、沢井・前掲注（9）65頁以下参照。
- (29) 船後・前掲注（9）62頁参照。

- (30) 同条に基づき損害賠償責任が(一部)認容された事例として、尼崎石綿公害訴訟(神戸地判平成24年8月7日判時2191号67頁)、名古屋南部大気汚染公害訴訟(名古屋地判平成12年11月27日判タ1066号104頁)、倉敷大気汚染公害訴訟(岡山地判平成6年3月23日判タ845号46頁)、川崎大気汚染公害訴訟(横浜地判平成6年1月25日判タ845号105頁)、西淀川大気汚染公害第一次訴訟(大阪地判平成3年3月29日判タ761号46頁)、千葉川鉄大気汚染公害訴訟(千葉地判昭和63年11月17日判タ689号40頁)参照。
- (31) 近江・前掲注(10)95頁参照。
- (32) この点は、1972年の改正法の成立に当たり、「無過失賠償責任の対象となる被害の範囲を、健康被害に限らず、農業、漁業等に係る生業被害等の財産被害にまで広げるようすみやかに検討し、所要の措置を講ずること」などの附帯決議がなされたことに注意を要する。船後・前掲注(9)84頁参照。
- (33) 近江・前掲注(10)95頁参照。
- (34) なお、土壌汚染のある土地を買い受けた場合の財産損害に対する賠償責任の根拠の一つは民法570条の瑕疵担保責任にあるところ、同条も過失を要件としておらず、無過失責任を規定したものである。土壌汚染と契約責任・不法行為責任が争点となった裁判例を分析したものとして、小澤英明『土壌汚染対策法と民事責任』(白揚社、2011年)286頁以下参照。
- (35) 鉦害に関する無過失責任は、1936年の秋田県尾去沢鉦山における鉦滓ダム決壊事故を背景として1939年の旧鉦業法の改正により導入され、これを現鉦業法109条が引き継いだとされている。我妻ほか・前掲注(10)1291頁参照。
- (36) 判例検索データベースは、LEX/DB インターネットを使用し、適用法条に前記条項を入力する方法で検索を行った。
- (37) 同法に基づいて、タンカー油濁損害について国際油濁補償基金の損害賠償責任が認められた事例として、長崎地判平成12年12月6日判タ1101号228頁参照。
- (38) 同事故においては原子力事業者の被害者に対する損害賠償責任のみならず、国家賠償法に基づく国の被害者に対する国家賠償責任の成否も問題となるが、この論点の検討は別稿に譲る。この論点について言及したものとして、卯辰昇「原子力損害賠償法における責任集中原則と国家補償」損保74巻1号111頁(2012年)以下参照。また、「仮に国家賠償責任が認められれば、東京電力と国の共同不法行為ないし競合的不法行為と捉えることになろう」との指摘として、大塚・前掲注(1)50頁。

なお、国家賠償法2条の定める公の营造物の設置または管理の瑕疵に基づく賠償責任は、無過失責任主義を定めたものと解されているところ（最判昭和45年8月20日民集24巻9号1268頁）、災害時においてかかる公の营造物に起因して環境汚染が発生した場合にも理論上は同条の適否が問題となり得る。しかし、同条は特有の免責事由を定めていないため、本稿では検討の対象から除外する。

- (39) 危険責任の免責事由に関する研究として、錦織・前掲注（13）199頁参照。また、錦織教授のかかる研究を踏まえて、福島第一原発事故による原子力損害に係る賠償責任にも着目しつつ、危険責任の免責の可否に関する一般的な判断方法を研究するものとして、根本・前掲注（12）121頁も参照。
- (40) 第68回国会衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会（1972年4月18日）11号4頁（島本虎三委員発言）。
- (41) 第68回国会参議院公害対策及び環境保全特別委員会（1972年6月16日）10号11頁（栗林卓司および船後正道発言）。
- (42) 大気汚染防止法や水質汚濁防止法は、鉱業法や水洗炭業法と異なり、被害者の責めに帰すべき事由による裁判所の斟酌規定を置いていない。かかる斟酌規定を政府原案から削除した背景については、船後・前掲注（9）128頁以下参照。
- (43) 判例検索データベースは、LEX/DB インターネットを使用し、適用法条に前記条項を入力する方法で検索を行った。
- (44) 環境庁水質保全局（監）・水質法令研究会（編）『逐条解説 水質汚濁防止法』（中央法規出版、1996年）351頁ないし352頁。他方、我妻栄・豊島陸『法律学全集51 鉱業法（改訂）』（有斐閣、1966年）289頁には、天災その他の不可抗力の意味内容に関する記述は見られない。
- (45) 船後・前掲注（9）130頁ないし131頁。
- (46) 判例検索データベースは、LEX/DB インターネットを使用し、「油濁損害賠償」「船」をキーワードとして検索を行った。
- (47) 時岡泰・谷川久・相良朋紀『逐条船主責任制限法・油濁損害賠償保障法』（商事法務研究会、1979年）346頁。
- (48) 谷川久「油濁損害賠償保障法について（上）」ジュリ607号108頁ないし109頁（1976年）。
- (49) 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法第5版』（岩波書店、2011年）56頁。
- (50) 時岡泰・谷川久・相良朋紀・前掲注（47）346頁参照。
- (51) 谷川・前掲注（48）108頁。

- (52) 谷川・前掲注(48) 109頁、藤田友敬「海洋環境汚染」落合誠一＝江頭憲治郎編集代表『海法大系』(商事法務、2003年) 93頁参照。
- (53) 拙稿・前掲注(1) 103頁参照。
- (54) 第38回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会(昭和36年4月26日) 14号5頁。
- (55) 竹内昭夫「原子力損害二法の概要」ジュリ236号32頁(1961年)。
- (56) 淡路・前掲注(1) 30頁ないし31頁および拙稿・前掲注(1) 106頁参照。
- (57) 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』(通商産業研究社、1980年) 52頁。なお、同書は1991年に改訂版が発行されているが、筆者は、第1版を参照した。
- (58) 加藤一郎『『不可抗力』について』法教1号53頁(1980年)。
- (59) 第68回国会衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会(1972年4月18日) 11号4頁(島本虎三委員発言)および第68回国会参議院公害対策及び環境保全特別委員会(1972年6月16日) 10号11頁(栗林卓司および船後正道発言)参照。
- (60) これらの条約の改正後は、かかる天災地変は免責事由から削除されたことに注意を要する。
- (61) 前掲注(54)。
- (62) 前掲注(55)。
- (63) 不可抗力について論じたものとして、伊澤孝平「不可抗力の意義(1)(2・完)」民商3巻3号417頁・同3巻4号657頁、北川善太郎『不可抗力免責—英米法を中心として—』(国際商事仲裁協会、1974年)、加藤・前掲注(58)、錦織・前掲注(13)、河原格「不可抗力と免責」損保58巻3号107頁(1996年)、根本・前掲注(12)等参照。
- (64) 我妻ほか・前掲注(10) 761頁。この定義は、民法419条3項(金銭債務の特則)における不可抗力の定義ではあるが、非取引的不法行為における不可抗力の定義においてもその基本的要素は妥当するといえよう。また、この定義は、不可抗力の解釈に関する学説のうち折衷説を採用したものと解されるが、筆者は前記のとおり、客観説か折衷説かの二者択一的には考えておらず、両説の両要素が不可抗力性の判断に当たり考慮されるべきと考えている。なぜなら、回避できたかどうかを判断する前提として、予見できたかどうかという判断を伴い、両者を完全に別離に捉えることは出来ないからである。
- (65) その他に、商法における不可抗力の概念を検討したものとして、黒沼悦郎「商法594条の『不可抗力』の意義」ジュリ増刊商法の争点Ⅱ254頁(1993年)、渋谷大介「商事判例研究」ジュリ795号107頁(1983年)参照。



- (66) 加藤・前掲注 (58) 54頁。
- (67) その意味では、過失責任においては不可抗力概念を論じる実益は少ないようにも思われる。加藤・前掲注 (58) 51頁および54頁参照。不可抗力概念不要説と必要説を整理した論述として、河原・前掲注 (63) 114頁ないし116頁参照。
- (68) 伊澤・前掲注 (63) (2・完) 671頁(「不可抗力の意義はその使用例に應じて異なる内容を盛り込むべきものである」)、黒沼・前掲注 (65) 254頁(「それぞれの規定の趣旨目的に応じて、不可抗力の意義も異なって解釈されるべきことは当然である」)参照。
- (69) 前掲注 (54) 参照。
- (70) アメリカ不法行為法については、平野晋『アメリカ不法行為法 主要概念と学際法理』(中央大学出版部、2006年)、JOHN C. P. GOLDBERG ET AL., TORT LAW RESPONSIBILITIES AND REDRESS (Wolters Kluwer 3d ed. 2012) 等参照。なお、本稿においては、災害時の環境汚染を素材とすることから、これに適用され得るアメリカ環境法を検討対象とし、アメリカ不法行為法の下での過失責任と無過失責任の導入経緯や両者の関係性等に関する検討は、紙幅の制約上、他日を期して別稿に譲ることとする。
- (71) 厳格責任とは、「行為者の故意・過失の立証を要せず、発生した結果について不法行為責任を負わせる」原則とされている。田中英夫『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年) 816頁。アメリカ不法行為法の下での厳格責任の基礎には危険責任の考え方がある。近江・前掲注 (10) 94頁、平野・前掲注 (70) 110頁参照。
- (72) Pub. L. 92-500, October 18, 1972. 水質浄化法の解説については、連邦環境保護庁のウェブページの他、Duke K. McCall, III, Clean Water Act, in ENVIRONMENTAL LAW HANDBOOK (21<sup>st</sup> ed. 2011), at 317等参照。
- (73) 33 U.S.C. § 1321 (f) (1) (2) (3).
- (74) *Id.*
- (75) 33 U.S.C. § 1321 (a) (12).
- (76) *Sabine Towing & Transportation Co., Inc. v. U. S.*, 666 F.2d 561 (1981).
- (77) *Id.* at 564-565.
- (78) *Liberian Poplar Transports, Inc. v. U.S.*, 26 Cl.Ct. 223 (1992).
- (79) *Id.* at 226.
- (80) Pub. L. 101-380, August 18, 1990. 油濁法の解説については、落合誠一「油濁事故損害賠償・補償のあり方への基本的考察」日本海法会百年記念論文集第一輯

(財団法人日本海法会、2001年)167頁、谷川久監修・東京海上火災保険株式会社船舶損害部編『アメリカ合衆国油濁法の解説』(保険毎日新聞社、1993年)7頁、富岡仁「1990年アメリカ合衆国油濁法について」名法149巻397頁(1993年)、拙稿・前掲注(2)海事法209号2頁、Lawrence I. Kiern, *Liability, Compensation, and Financial Responsibility under the Oil Pollution Act of 1990: A Review of the First Decade*, 24 TUL. MAR. L.J. 481 (2000), THOMAS J. SHOENBAUM, *ADMIRALTY AND MARITIME LAW* (4<sup>th</sup> ed. 2004), at 883, Austin P. Olney, *Oil Pollution Act*, in *ENVIRONMENTAL LAW HANDBOOK* (21<sup>st</sup> ed. 2011), at 383 等参照。

(81) 33 U.S.C. § 2702 (b) (1) (A) (B).

(82) 損害は、1:自然資源損害、2:不動産または動産の損傷による損害または破壊による経済的損失、3:自然資源の生活利用(subsistence use)損失、4:不動産、動産または自然資源の損傷、破壊または喪失による税金・ロイヤルティ等の純損失に相当する損害、5:不動産、動産または自然資源の損傷、破壊または喪失による利益の喪失(loss of profits)または収益力(earning capacity)の悪化(impairment)に相当する損害、6:除去措置の間またはその後に増加されたまたは追加的な公共サービス(public services)(油の流出による火災、安全もしくは健康に対する危険からの保護を含む)の提供に要する純費用(net costs)に係る損害に分類されている。33 U.S.C. § 2702 (b) (2)。

(83) 33 U.S.C. § 2702 (a).

(84) 33 U.S.C. § 2703 (a) (b).

(85) 33 U.S.C. § 2701 (1).

(86) *Apex Oil Co., Inc. v. United States*, 208 F. Supp. 2d 642 (E.D. La. 2002); Olney, *supra* note 80, at 446.

(87) *Apex Oil Co., Inc.*, at 653.

(88) *Id.* at 654.

(89) *Olney*, *supra* note 80, at 401.

(90) *Id.*

(91) 証拠の優越とは、「ある事実についての証拠の重さ、証明力が全体として、相手方のそれよりも優越していること」をいうとされている。田中・前掲注(71)658頁。

(92) 33 U.S.C. § 2703 (a) (3).

(93) *Olney*, *supra* note 80, at 401.

(94) *Id.* at 402.

- (95) Pub. L. No. 96-510, December 11, 1980. なお CERCLA は、1986年に the Superfund Amendments and Reauthorization Act により、1996年には、the Asset Conservation, Lender Liability, and Deposit Insurance Protection Act により、1999年には、the Superfund Recycling Equity Act により、さらに2002年には、Brownfields Act によって改正が行われた。
- (96) CERCLA に関する論稿は枚挙にいとまがないが、本稿においては特に CERCLA における免責事由について、以下の文献を参照した。英文解説として、John C. Cruden, *Federal and State Hazardous Substance Litigation*, SN085 ALI-ABA 617 (Jun. 2008); MICHAEL B. GERRARD AND JOEL M. GROSS, *AMENDING CERCLA* (2006); JOHN S. APPLGATE, et al., *THE RREGULATION OF TOXIC SUBSTANCES AND HAZARDOUS WASTES* (2000); Ronald E. Cardwell, *Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act* in ENVIRONMENTAL LAW HANDBOOK (21<sup>st</sup> ed. 2011), at 539. 和文解説として、大塚直「スーパーファンド法をめぐる議論」アメリカ法2002（1）43頁（2002年）、同「米国スーパーファンド法の現状と我が国の土壤汚染対策法の改正への提言」自由と正義2008年11月号17頁（2008年）、山本浩美『アメリカ環境訴訟法』（弘文堂、2002年）45頁、拙稿「アメリカ合衆国の土壤汚染問題に関する最近の動向」際商37巻10号1297頁（2009年）等参照。
- (97) 42 U.S.C. § 9607 (a); see *United States v. R.W. Meyer*, 889 F.2d 1497 (6<sup>th</sup> Cir. 1989), cert. denied, 494 U.S. 1057 (1990). APPLGATE *supra* note 96, at 918-919.
- (98) 42 U.S.C. § 9607 (b).
- (99) 42 U.S.C. § 9607 (b) (4).
- (100) Cardwell, *supra* note 96, at 578.
- (101) 42 U.S.C. § 9601 (1); see *United States v. M/V Santa Clara I*, 887 F. Supp. 825 (D.S.C. 1995); *United States v. Barrier Industry*, 991 F. Supp. 678 (S. D.N.Y. 1998); 判例法の出所につき Cruden *supra* note 96, at 647. いずれの事例においても、免責は認められなかった。前者の事例においては、三酸化ヒ素のコンテナの船外喪失およびリン化マグネシウムの漏出はいずれも船長および船員が出航前に天気予報によって予想していた嵐によるものであったことなどから不可抗力免責を否定した。また後者の事例においては、前例のない寒波により引き起こされたパイプの破裂による有害物質の漏出事故について、不可抗力免責を否定した。
- (102) *United States v. Stringfellow*, 661 F.Supp. 1053, at 1061 (C.D.Cal.,1987); *United States v. Allen*, 1990 WL 339488, at 7 (W.D.Ark., 1990).

- (103) Cardwell, *supra* note 96, at 578-579.
- (104) *United States v. Shell Oil Co.*, 841 F. Supp. 962 (C.D. Cal. 1993), *aff'd* 281 F.3d 812 (9<sup>th</sup> Cir. 2002). 判例法の出所につき、Cruden *supra* note 96, at 647. なお、281 F.3d 812は撤回されたものの、同事案における戦争行為免責については、2002年の別の判決でも認められなかった。294 F.3d 1045 (9<sup>th</sup> Cir. 2002).
- (105) Cruden *supra* note 96, at 647.
- (106) *Id.* at 648.
- (107) *In re September 11 Litigation*, 931 F.Supp.2d 496 (S.D.N.Y. 2013).
- (108) *Id.* at 509-514. 裁判所は、戦争行為免責に関する判示は、本件の事実のみに適して、限定的に解されるべきであることを認めた。*Id.* at 514. 従って、本判決は、アメリカ同時多発テロ事件に限定して適用されるいわゆる事例判決というべきである。
- なお、控訴審においても原審の判断は是認された。*In re September 11 Litigation*, 2014 WL 1717232 (2<sup>nd</sup> Cir. 2014).
- (109) Cardwell, *supra* note 96, at 579.
- (110) *Id.* at 578.
- (111) この点に関する解説については、Cruden, *supra* note 96, at 649-55 (part H.) に詳しい。
- (112) 免責除外事由に関する本記述は、拙稿・前掲注(96)1300頁以下の一部に依った。
- (113) 42 U.S.C. § 9601 (9). ファシリティは、建物、構造物、施設などの他に、有害物質が処分された敷地または地域を含むことから、本稿では単に「施設」とは訳さずにファシリティとの用語を用いる。
- (114) 42 U.S.C. § 9601 (35) (A) (i) (ii) (iii).
- (115) *Id.*
- (116) 42 U.S.C. § 9601 (35) (B) (i) (I) (II).
- (117) 42 U.S.C. § 9607 (o) (1).
- (118) *Id.*
- (119) 42 U.S.C. § 9607 (o) (2) (A) (B).
- (120) 42 U.S.C. § 9607 (q) (1) (A).
- (121) 2 U.S.C. § 9607 (r) (2).
- (122) 42 U.S.C. § 9607 (r); 42 U.S.C. § 9601 (40).

- (123) Pub. L. No. 79-585, 60 Stat. 755 (1946).
- (124) Maxwell S. Bayman, *Susidizing Advanced Nuclear Energy*, 9 Okla. J. L. & Tech. 62.
- (125) *Id.*
- (126) Pub. L. No. 83-703, 68 Stat. 919 (1954).
- (127) Bayman, *supra* note 124.
- (128) *Id.*
- (129) Pub. L. No. 85-256, 71 Stat. 576 (1957).
- (130) Bayman, *supra* note 124. すなわち、原子力事業者は原子力損害賠償責任保険の付保と事業者間相互扶助制度による賠償措置を要求され、その責任は当該賠償措置額までに制限される。See 42 USC § 2210 (e) (1).
- (131) Bayman, *supra* note 124.
- (132) 竹内・前掲注 (55) 31頁、下山俊次「各国原子力損害賠償法制の動向と問題点」ジュリ409号38頁(1968年)、内田邦夫「原子力損害の賠償に関する法律の一部改正」ジュリ696号87頁ないし88頁(注4番)(1979年)、卯辰・前掲注(1) 43頁参照。
- (133) 内田・前掲注(132) 88頁(注4)、卯辰・前掲注(1) 46頁、42 U.S.C. § 2210 (n) (1) 参照。
- (134) 卯辰・前掲注(1) 46頁。
- (135) 内田・前掲注(132) 88頁(注4)。
- (136) 42 U.S.C. § 2014 (w).
- (137) その後の改正状況については未見ではあるが、原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会「第1次報告書」(2008年12月15日) 55頁には、免責事由として「戦争行為」のみが記載されている。
- (138) 原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会・前掲報告書55頁、拙稿・前掲注(1) 105頁参照。
- (139) 我が国の水質汚濁防止法が斟酌事由を「天災その他の不可抗力」と抽象的に規定しているのとは異なる。
- (140) 我が国の油濁賠償法も免責事由を4つ規定しているも、その内容は同一ではない。これは、アメリカ合衆国は民事責任条約を批准していない一方、我が国は同条約を批准し、その国内法として油濁賠償法を制定したからである。なお、油濁法は、我が国の油濁賠償法と異なり、汚染源を船舶に限定していない。

- (141) 我が国の原賠法は、原子力法と異なり、戦争行為のみならず、異常に巨大な天災地変をも免責事由として規定している。
- (142) *See* In re September 11 Litigation, 931 F.Supp.2d 496, at 505; Cardwell, *supra* note 96, at 578.
- (143) *See* 33 U.S.C. § 2703 (a); 42 U.S.C. § 9607 (b). 淡路・前掲注(1) 31頁および拙稿・前掲注(1) 107頁参照。
- (144) 両事故の比較考察を行った論稿として、大塚直「福島第一原発事故による損害とメキシコ湾油濁による損害」淡路剛久・寺西俊一・吉村良一・大久保規子編『公害環境訴訟の新たな展開——権利救済から政策形成へ』(日本評論社、2012年) 220頁参照。
- (145) *See* National Commission on the BP Deepwater Horizon Oil Spill and Off-shore Drilling, *supra* note 7.
- (146) *Id.* at vii.
- (147) 東京電力株式会社「福島原子力事故調査報告書」(2012年6月) 325頁〈[http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12\\_j/images/120620j0303.pdf](http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12_j/images/120620j0303.pdf)〉(最終閲覧日: 2014年6月22日)。
- (148) 国会事故調・前掲注(5)。
- (149) 国会事故調・前掲注(5) 11頁。
- (150) 拙稿・前掲注(1) 107頁参照。
- (151) 福島第一原発事故について、淡路・前掲注(1) 35頁参照。
- (152) なお、英米法の下では、不可抗力免責が認められるためには、予見不可能性のみならず、「人力の不介入 (the absence of human agency)」が「つねに必要なとされる」と指摘されている。北川・前掲注(63) 4頁。
- (153) 原賠法について、小島・前掲注(1) 64頁および大塚・前掲注(1) 49頁参照。
- (154) 例えば、原賠法との関係では、野村豊弘教授は、「立法論としては、原子力損害賠償法においても、このような免責条項(異常に巨大な天災地変)の削除を検討すべきであると考えられる」と指摘する(括弧内筆者注記)。野村豊弘「原子力損害の賠償について—大規模災害における被害者救済の仕組みを考える—」法とコンピュータ30号104頁ないし105頁(2012年)。
- (155) In re September 11 Litigation, 931 F.Supp.2d 496.
- (156) 前掲注(64) 参照。
- (157) 前掲注(54) 参照。